

令和6年2月15日
開会 10時00分

○神谷議長

皆さん、おはようございます。まず定足数の確認をいたします。議員定数 16 人中、只今の出席議員は 16 人で定足数に達しております。

よって令和6年第1回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

なお、本定例会におきましても、引き続き必要な感染症予防対策を実施してまいりますので、発言につきましては、簡潔明瞭に行っていただきますようご協力をお願ひいたします。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、2番 井手口忠信議員、3番 上野崇之議員を指名します。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3「諸報告及び提案概要説明」を行います。

原崎組合長から、令和6年第1回定例会招集に当たり、挨拶並びに報告事項があれば、お受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

皆様おはようございます。

本日、令和6年第1回議会定例会の開催に当たりまして、ご挨拶並びに提案の説明を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、新年早々、1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして、被災された多くの方々に心よりお悔やみを申し上げます。消防や水道部門等を擁します当組合といたしましても、災害に備え地域社会の安全を確保するために、引き続き尽力していく所存でございますので、どうぞご理解とご協力、またご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会では、合計14件の議案につきましてご審議をお願いするものでございます。

第1号議案は、高規格救急自動車の交通事故につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行いましたため、これを報告し、承認を頂くものでございます。

第2号議案から第3号議案は、令和5年の人事院の勧告に伴いまして、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等並びに、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

第4号議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料標準額の一部改正に伴いまして、手数料条例の一部を改正するものでございます。

第5号議案は、地方自治法の改正に伴い、水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものと

なっております。

第6号議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、この関係条例の一部を改正するものとなっております。

第7号議案から第14号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計及び本木簡易水道事業会計における令和5年度の補正予算及び令和6年度予算でございます。

一般会計におきましては、し尿処理場撤去事業や福津消防署整備事業、急患センター事業特別会計におきましては、現況から見込まれる診療収入及び構成市からの負担金、水道事業会計におきましては、北九州市への包括業務委託料や経営戦略に基づく積極的な配水管布設替工事、本木簡易水道事業会計におきましては、福津市の防火水槽移設に伴う水道取出し工事などを計上をしておるところでございます。

いずれも大変重要な議案となっておりますので、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認、また、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は1日よろしくお願い申し上げます。

○神谷議長

以上で、原崎組合長の挨拶並びに報告を終わります。

日程第4「一般質問」を行います。

本定例会における一般質問の通告議員は3人です。一般質問の制限時間は、答弁時間を含め、1人当たり55分以内となっております。なお、制限時間の残り3分前にベルを鳴らします。質問、答弁は、一問一等方式で行い、1件ごとの質問回数に制限はありません。また、質問は自席にて行ってください。

それでは、通告順により9番 安部議員の質問を許します。安部議員。

○安部議員

おはようございます。9番の安部芳英でございます。今日は一部事務組合事業全般についてという項目で、宗像地区消防本部庁舎の検討状況について伺いたいと思います。

まず、本部庁舎の築年数及び劣化状況、耐震強度などの現状課題について伺います。次に、本部庁舎の建替えに関するこれまでの経緯と検討実績について伺います。最後に本部庁舎の建替えに関する今後のスケジュールについて伺います。

○神谷議長

安部議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。牧消防長。

○牧消防長

おはようございます。消防長の牧です。どうぞよろしくお願ひいたします。

安部議員のまず1項目、本部庁舎の築年数、劣化状況、耐震強度などについて私から回答をさせていただきます。

消防本部庁舎は、昭和50年3月31日に完成し、来年度で築49年目を迎えます。

当初は鉄筋コンクリート造2階建てで、延床面積900m²の規模で開設され、昭和62年に車庫と講堂、平成16年に通信室などを増築し、現在の延べ床面積は、訓練棟も含めて2,425m²となっております。

劣化状況については、各所で老朽化が進行しており、壁のひび割れ、雨漏り、水道管の漏水を生じております。応急的な対応をしていますが、この3年間の平均で修繕料が年間で約130万円程度かかっております。

耐震強度については、平成30年度に調査を実施しており、当初建築の鉄筋コンクリート造の部分

で、耐震性能の指標値 GIS 値が 0.94 と耐震基準の 1.0 を下回る所があります。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

2 番目の本部庁舎の建替え等に関するこれまでの経緯と検討実績、3 番目の本部庁舎の建替えに関する今後のスケジュールについて、私から回答させていただきます。

消防庁舎の更新につきましては、平成 30 年度に宗像地区消防本部庁舎等検討委員会を立ち上げ、各会議で庁舎更新の在り方を検討しております。検討委員会は、消防職員の意見を広く拾うためのワーキングチーム、消防部門の課長級職員で構成する検討会、次いで両構成市関係課長と事務組合で構成する幹事会、そして正副組合長両構成市企画財政担当部長、消防長、事務局長で構成する委員会で組織されており、検討事項の方針の決定、取りまとめにつきましても、消防内部の検討会から上位の組織に方針案を上げていくという流れで方針決定を行っております。

本部庁舎の主な検討課題は、消防力の維持強化を目的に、建替えか長寿命化かといった工事方法の検討や、事業費とその財源の見通しであり、両構成市との個別協議も含め、会議を繰り返し行い、令和 5 年 9 月 20 日に開催されました委員会において、宗像地区消防本部・宗像消防署は移転建替えという更新方針としておるところでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、事業の着手時期を両構成市と調整中のため未定でございますが、事業計画につきましては、用地取得がスムーズに進めば、建設規模等を考慮しますと、5 ヶ年程度の期間を想定しておるところでございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

ご答弁ありがとうございました。それではまず、1 番目の劣化状況等について質問をしていきたいと思います。今、消防長のご答弁では、各所で老朽化が進んでいるということで、雨漏りや水道管の漏水が生じているというようなご答弁がございました。そして、耐震性能の指標を示す GIS 値という構造的な数値係数がございます。これが耐震基準であれば 1.0 ないといけないところが、0.94 という 1 以内のところがあるというご答弁であったと思います。それでですね、消防庁舎については、大きな地震が発生した場合であっても、本来の機能を維持しなければならないことから、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計に際しては、施設の用途に応じて、耐震性能を割増すための重要度係数を採用することが国土交通省の基準となっていると私は考えますが、その場合の係数は幾つになるでしょうか、伺います。

○神谷議長

川嶋参事兼総務係長。

○川嶋参事兼総務係長

総務課の川嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

今、議員からご質問のありました公共施設の耐震性能の割増しに関しましては、国土交通省が制定しております官庁施設の総合耐震計画基準に基づいて設定されております。施設の用途で耐震安全性が 3 種類に分けられております。消防本部はその中で最も高い、重要度係数 1.5 という数字になっております。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

今のご答弁でありますと、宗像は 0.94 に対して国の指針については 1.5 ということで、1.5 という係数と 0.94 ですから、考えて頂いて分かるように、満たしていないという状況があるということだと思います。

能登半島地震の震度は 6 強でございました。大きな地震のときに、消火、救助、復旧及び情報伝達などの防災に係る業務の中心拠点として機能する施設に、大事だから 1.5 という数字が設定されているわけであります。そのほかにも 1.5 というのは、市庁舎や、病院施設、避難所となる小学校の体育館等がこういう指針で、1.5 という割増し指数が設定されております。

宗像の本部庁舎については、建築されたときが昭和 50 年で、新耐震基準が昭和 56 年に設定されたので、新耐震基準の前に建てられたので、もともと 1.5 という数字を満たしていないのは、制度自体が後からできることですので仕方ないとは思います。しかもその後、宗像消防署については、耐震強度を補強しながら、今使ってきているわけであります。ただ、補強したとしても、やはり一部 0.94 という数字で今も使用しているという状況があると。1.0 すら下回る状況があるということを皆さんと共有したいなと思っております。1.0 という数字は、耐震基準法どおりに考えると、一般の住宅等が満たしているのは 1 でいいですよという話です。ただ、先ほどのご説明にもあったように、消防署というのは、非常に重要な災害のときに人を助けられなければいけない場所でありますので、特に 1.5 という数字を目指して設計してくださいねという状況があるということを、ここで改めて皆さんと協議し、指摘したいと思います。

続いて 2 番目の質問で、建替えに関する経緯と検討実績についてのご説明があったと思います。平成 30 年度に委員会が立ち上げられたということ、そして、建替えか長寿命化といった工事方法の検討、それから事業費とその財源の見通しというようなことをいろいろと議論されて、その結果、令和 5 年 9 月 20 日に消防本部等庁舎検討委員会で移転建替えをしようと決定されたというようなご説明だったかと思います。そこで質問になりますが、そもそも耐震基準 1.0 を下回っている部分があることをご承知おきでありながら、平成 30 年の調査でそれが分かっていながら、令和 5 年まで方針を決定してこられなかつたことはなぜなのか、これは適切なスピードと言えるのか、質問です。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

平成 30 年度の耐震調査の結果を受けまして、庁舎等検討委員会などで協議、検討を進めております。耐震性能が低い福津消防署、大島分遣所から対策を優先的に行ってきましたところでございます。併せて本部庁舎の更新方針につきましても、長寿命化を含めたところでの検討に時間を要しましたが、移転建替えの方針としまして、執行部としましては、肅々と協議を重ねてきたところでございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

局長の答弁で、肅々と協議を進めてこられたというご説明がありました。私も多くの方が携わって協議されてきたことについては認めるところであります。ただ、本部庁舎の更新方法の検討、大

事なところですけども、旧耐震基準で建築された築 50 年以上経過するコンクリート造なわけです。耐震補強しても、係数の実測値が 1.0 以下といった状況で、どう考えたら、長寿命化を含めて検討する必要があったのか。甚だ疑問なわけであります。私も建築士なので、長寿命化することは、躯体が健全でないと長寿命化できないわけですね。もうぼろぼろになっているものを、後からコンクリート補強したとしても、強度は増すことはできないんですね。それが分かっているのに長寿命化も含めて検討しようという検討会議が 5 年続けられてきたことが、私としては納得いかないところであります。もし仮に、コンクリートの中性化がそんなに進行してないということであっても、長寿命化して耐震の基準値が 1.5 を超えることなんてとてもできることであります。また、具体的に本部庁舎を運用しながら、長寿命化、耐震補強化の工事ができるかどうか、これも、すぐ考えれば分かると思うのですが、長寿命化に対しては、外も中もいろいろと表面を剥いで補強し直さないといけないということになると、運用しながら長寿命化なんてことは、まず不可能に近いというふうに考えますし、新築よりもコストがはるかにかかるということが、すぐに分かるのかなど。5 年必要ないんじゃないかなというふうに思うんですね。こういったことは、民間の設計会社に相談委託すれば、5 年もからなかつたのじゃないかというところ、さらに、もし仮に建替えという選択肢において、現地で建替えましょうという議論があったかと思いますが、これも、皆さんご想像していただくと分かるかと思いますが、本部庁舎を運用中に工事施工は果たして可能かというところに関しては、極めて不可能であるというお考えの方が圧倒的じゃないかなと、専門家は即座に分かるんじゃないかなと思います。これについても、ご協議頂いた皆様が検討の中で、5 年間も肃々と時間を要して検討されてきたという、これについても私は疑問がございます。そういった疑問がございますので、今後この検討会がどのような具体的なデータや客観的根拠を用いて、この 5 年間を費やされてこられたのか、これは検証が必要だと思いますし、今後機会を改めて私は検証していかなければならぬと思います。これは指摘とともに、議会の中で議員の皆さんと共有したいと思います。

3 つ目の質問の方に移ります。本部庁舎のスケジュールについても、局長の方からご答弁がありました。事業の着手時期を構成市と調整中のため、未定ということでした。そして、もし仮に用地取得がスムーズに進めば 5 年程度はかかるというご答弁だったかと思います。これで次の質問になるんですが、移転建替えすることはもう決まっていますよね。令和 5 年に決まりました。そして耐震基準が下回っていることも皆さんご承知されておるのに、今の段階で、事業の着手時期が、構成市と調整中のため未定といった答弁が、果たして多くの宗像地区にお住まいの皆さんに納得ご理解できるのかと。市民の生命財産を守る視点から、私は理解に苦しむのですが、どのような調整を行っていて、どのようなことが課題なのか、ご説明頂ければと思います。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

回答は、重なるかもしれません、先ほどもお答えしましたとおり、本部庁舎の検討課題として、消防力の維持強化を目的に、建替えか長寿命化かといった工事方法の検討や、事業費とその財源の見通しであり、両構成市との個別協議を含め、会議等を繰り返し行って移転建替えの更新方針といたしております。

しかし、耐震強度の低さや、職場環境が厳しい福津消防署の移転建替えと大島分遣所の改修工事を優先しつつ、本部庁舎の方針について協議を行ってまいりましたが、両構成市の財政的なことも考慮しながらですね、ただいま事業を進めておるところでございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

2項目めの質問の中で、いろいろと検証するべきというお話を申し上げましたが、今の局長のご答弁で、私も少し察するところがございました。両構成市の財政的な課題もあると、私はこれが大きな理由だったんじゃないかなと、今のご答弁で理解するところあります。財政的な課題があるとのことで、5年間本部庁舎の建替えの議論が進まなかつた、いまだ予算化もされてない、そういう理由がですね、お金がないことだったということが、私は認識できました。

これ果たして宗像地区にお住まいの皆さんご承知ご納得できるのかというふうに私はちょっと不安に感じます。市民の生命財産を守る拠点施設の整備が進まないのは、私は非常に不安で残念であります。宗像市福津市の市民の納得を頂けるように、何か改善工夫しないといけないんじゃないかなと思います。自治体経営で重要な考え方の一つとして、市民の安全安心を守るということが大前提だと私は思います。その拠点施設である消防本部のことをどのようにお考えなのか、組合長のお考えを伺いたいと思っております。

先ほど、組合長よりお話がありました、元日に発生した能登半島地震において、多くの人命が奪われました。多くの被害が発生したこと、このことによって全国民が、地震や津波を他人事ではないと、改めて認識されたんじゃないかなと思います。特に、宗像、福津両市においては、津波が到達しました。ですから、いつどこで何が起こるか分からぬ決して他人事ではないと、我々は改めて襟を正すべきだと思います。

今回の先ほどの質問のやりとりの中で、幾つか見えてきたものがございます。

1つ目は、現状の施設において老朽化が進んでいること。年間130万円、10年で1,300万円になります。漏水が進行していること、これは先ほどもご説明しましたが、漏水して構造躯体に影響が生じると耐震性能にも影響します。0.94という数字がもっと減る可能性もございます。

2つ目が、国が設定する耐震強度係数に対して非常に大きな乖離があると、これが課題であるということが分かりました。そのことを平成30年に認識していながら、コスト的にも物理的にも非現実的とも言える長寿命化も合わせた議論を行い、5年が経過してしまったこと。

3つ目に、財政的な課題が最も大きな理由であること。

4つ目に、万全な本部庁舎が完成するまでには、用地買収やその土地自体が適切かどうか、この土地がいいのか、こっちの土地がいいのか、そういった調査分析検討の期間も含めて行わなければなりませんので、スムーズに進んで5年と言われているということは、スムーズに進まなかつた場合はもつとかかるということあります。

こういったことは、私は今回の質問で認識することができました。仮に、次の庁舎建替え完了までの間に、宗像地区において震度6強の地震が発生し、もし仮に、災害拠点となる消防本部の施設が損傷し、倒壊するとは言いません。損傷し、消防機能に支障が生じ、救える命が救えなかつたということになった場合、誰が責任をとるのでしょうか。私はあってはならないことだと思います。消防行政とは、命を救うため、命を守るための消防行政であります。そのことを両組合長はご認識していただいていると思いますが、少しでも早く建替えが進むことができるよう、協議が進むよう努め行動していただくのが、私は組合長副組合長の責務じゃないかなと考えます。

ぜひとも1日も早く、1日も早く建替えのための準備費用や、調査費用を予算化していただきたいと思いますが、宗像地区の住民に対して、原崎組合長のお考えを伺いたいと思います。

○神谷議員

原崎組合長。

○原崎組合長

様々ですね、特に最後のご質問は大きく4項目に分けられまして、これまでの経緯、問題点等も含めて、現段階本当に大きな地震があった場合、その事態も踏まえてですね、襟を正してというお言

葉も使われました。早急に1日も早く、この宗像地区の住民の生命財産を守る拠点となりますこの消防本部の着手、並びに予算化ということでのご提言といいますか問題点を含めまして、ご質問を最後に頂いたと認識したところでございます。

まとめ的回答になりますけども、建築の専門家であられます安部議員ならではの、そもそもこれまでの経緯の問題点を頂きました。長寿命化を図ったとしても、1.5どころか1.0を上回るこの耐震基準は満たされない。そもそも新法のもとで1.5を出ないといけないにもかかわらず、長寿命化も含めて検討してきた。また、建替えについても、現地の建替えはなかなか厳しいという中で、別地建替えの検討をもっと早くすべきだったんじゃないかなということがお聞きしたところでございます。並びに、財政的な課題があるということで、やはりこうなったのでしょうかというご理解は頂いたとも思いますけども、確かにそのとおりだと言いますが、それぞれ耐震基準等も含めて、宗像地区消防本部が持っております、署並びに支所の老朽化等を含めたところの優先順位ということで、大島や、福津消防署の建替え事業のほうを優先的にさせていただいたという経緯はございましたけれども、何よりこの宗像消防署は本部機能も擁しておりますし、そして、本当に仮にということではありますが、十分あり得る震度5強の能登級の大きな地震が来た場合、津波を含めまして、その命が失われたときに、市民の方のその責任はということで、私に改めてこの問題提起といいますか、緊張感を持ってやっていただきたいという、そういう厳しいご指摘だったと思っております。

したがいまして、昨年9月20日に私と副組合長、両市の市長が出席いたします検討委員会におきまして、これまでの経緯は反省もいたしますけれども、別地建替えという方針を決定させていただき、今なお予算化にまでなっていないのは、この大きな基本方針、基本構想の中で、大体このあたりに消防本部機能を備えた宗像消防署建設用地が考えられると、そしてその範囲の中で、この別地建替えを進めるということがあります、さらに、この宗像地区消防本部並びにこの宗像署の建設予定地につきまして、幾つかの観点から、並びに様々な想定されます土地につきまして、地権者等に意向の伺いなど、そういう作業を昨年の秋以来、肅々と進めさせていただいているということでございまして、この予算化することがやはり見える化であり、進んでいる状況は分かりやすいですけども、やはり、ほぼこの身内の検討もありますし、そういうことで今予算化できないまでも、まずはこの用地の候補地、そしてその意向調査並びにこれを踏まえまして、この場所が最適であるということも、予算化する前に1度は事務組合の議員の皆様に全員協議会等でご報告させていただき、その場所の選定等もほぼ固まった段階で、令和6年度に間もなく入ってまいりますけども、そういう段階で、早急に予算化できればいいのではないかと、したいというふうに、組合長の私として思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

様々これまでの経緯につきましての問題点につきましては、十分認識並びに反省させていただくところでございますが、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

宗像地区の住民市民に対して、原崎組合長のほうからご答弁頂きました。両構成市への働きかけということは、既に委員会の中にその構成メンバーが含まれておりますので、すぐにでも働きかけながら進めていっていただきたいということと、今ご答弁の中に、候補地の選定等々を肅々という表現をされたかと思います。消防力の整備計画の中にも、候補地として4地区ほど適地というか、このあたりにあつたらいいんじゃないかなという構想上はございます。私が今回申し上げていることは、ここの4か所について、いろいろ適切な土地かどうか事前に調査分析鑑定、これは職員さんじゃできません。民間にある程度数百万円規模の調査分析をした上で、この4つの地域のうちに、ここの

ほうが最も例えれば数値的に、例えれば道路のアクセス的に、例えれば将来人口推計的に、そういういった客観的根拠を出すために予算計上をしてくださいと、準備費用や調査費をしてくださいということなので、今肅々と進められているということがちょっと前後するのかなと。本来は予算をかけた上で、適地の候補を選び出しながら、そして最終的にはここが適地ですよという議論にならないといけないのかなというふうに思うんですが、そこについてもう1回、原崎組合長のご答弁を頂いて終わりたいと思います。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

宗像消防署の別地建替えということが、大変重要な必要性を要する事業として、まずはこの建替えの場所を、そしてそこの調査費用、鑑定、地質の調査、ボーリング等にかけてというところで、もう既にこの4地区がその範囲の中で適当ではないかという、そういう報告といいますか調査資料はございますので、これを踏まえて今、安部議員のほうが、ここにしっかりと鑑定も含めて調査費用を予算化すべきではないかということで、そのやり方はですね、本当に必要性を要する大変重要な事業でありますので、そのご提言は大変やはり納得もさせられるところでございますけども、これは予算のことはそうでもないんですけど、別地建替えということで今着手しております福津消防署におきましての私自身の経験等も踏まえて、先ほどの答弁を行ったわけです。ここも少し手法は異なりますけども、やはり適地でありましても、鑑定、調査をするからには、その地権者の方のご理解も経て、その方の土地の中に入っていき、そこが例えば田んぼだったり畠だったりした場合は、一部そういう農作業も休んで頂ければなりませんし、そういう中でまず、その土地の中に進入させていただいて調査するということになってまいりますので、やはり、4か所あるので4か所同時に、ボーリング調査や鑑定の調査をするというやり方は、本当に早急に要するということではその手法もありますけども、もう少しこの4か所ある中で、地権者の意向等もしっかりと聞きながら、ご了解も得ながら、そして、その中でまた最適地をもう少し詳細に詰めまして、その段階で、このボーリング並びに鑑定等の調査費を予算化させていただき、議会のほうにご承認賜りたいというそういう思いと私の中の考えがあります。

昨年9月20日の別地建替えから既に半年ほど要しておりますが、この間、肅々とそういう作業をしておりますけども、今日の一般質問で多くの議員の皆様にも、事実関係や専門性を含めたご意見を、私も含めて共有させていただきましたので、さらに、この適地の選定のほうにしっかりと緊張感を持って、襟を正して選考するように指示もいたしまして、調査費用をなるべく早い段階で予算化させていただくという思いが今ございますので、何とぞご理解を頂きたいという思いでございます。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

ありがとうございました。今後もどうぞ、進めていただきたいとお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○神谷議長

これで安部議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とし、再開は10時50分とします。

(休 憇)

○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、11番 石松議員の1項目の質問を許します。石松議員。

○石松議員

11番の石松和敏でございます。まず一般質問に入る前に原崎組合長にお礼を申し上げたいと思います。それは、昨年の令和5年第1回の定例会、ちょうど2月15日でしたけれども、一般質問におきまして、私は、宗像地区消防本部、福津消防署宗像消防署の移設建替えの議論をしたときに、最後に、先進地の事例を私たち組合議員にも同行させていただき、勉強させていただきたいとお願いをいたしました。それに応える形で、10月17日の午前中に視察研修として、熊本県玉名市にあります有明広域行政事務組合消防本部玉名消防署を視察させていただき、また午後からは、福岡地区水道企業団の海水淡水化センターを視察させていただきました。私は大変に勉強になったと感じております。本当にありがとうございました。

それでは本題の一般質問に入ります。今回の一般質問は3つでございます。

第1項目は宗像浄化センターの解体工事について、組合の見解をお伺いしたいと思います。

まず、この令和5年7月24日開催の第3回の臨時会におきまして、宗像浄化センター解体工事については、補正予算の第3号が提出されておりました。また、令和5年10月5日開催の第2回定例会におきましても、第25号議案「工事請負契約の締結について」の審議がございました。第3回臨時会における私の質問に対しまして、執行部の方は宗像市及び福津市の組合圏内の業者を可能な限り下請に最優先に選択すること、必要となる資機材につきましても、組合圏内の業者に発注するよう努めるように仕様書の中に記載するとの答弁がございました。そこで、以下3点について質問をいたします。

①第2回定例会における私の質問に対して執行部は、センターの敷地外の土木工事、埋設管等の除去、撤去については、地場企業にお願いする予定と聞いているとのことでしたが、実際にはどこまで実現できたのかお伺いしたいと思います。

②センターの敷地外の土木工事の割合については、正確には把握できていないが、おおむね7、8%ぐらい見込んでいることありましたけれども、実際にはどの程度なのかお伺いしたいと思います。

③今回の工事に必要となる資機材等につきましても、組合圏内の業者に発注するよう努めるように仕様書に記載すると答弁がありましたが、実際どこまで実現ができたのか、お伺いしたいと思います。

○神谷議長

石松議員の1項目の質問に対し、執行部に答弁を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

私のほうから、①から③についてお答えいたします。

まず、①でございます。地場企業にお願いする工事等については、現在、元請業者である村本建設株式会社と地場企業との間で、下請工事に関する打合せを継続して実施している旨を聞いております。現時点において、まだ下請契約には至っていないことですが、センター敷地外の主に埋設管撤去などの土木工事を中心に、地場企業にお願いする予定で協議を進めていく旨を確認しております。

②についてお答えいたします。センター敷地外の土木工事の割合については、設計額ベースで申

し上げますと、前回の定例会で説明いたしましたとおり、全体工事費に対して、約7%程度の見込みとなっています。また、場内の解体工事についても、地場企業に発注できる内容があれば、積極的に発注するよう協力をお願いしているところでございます。

次に、③についてお答えいたします。工事の資機材等の発注につきましては、今回の解体工事の発注仕様書において、地元建設業支援のため、可能な限りにおいて、組合圏内の業者を下請に優先選択すること、また、資材等においても組合圏内の業者への発注に努めることを記載しております。このため、資機材等の発注についても、地場企業に積極的に発注するようお願いしており、先ほど説明した7%は、資機材等の発注も含んだ割合となってます。現在、下請契約には至っていないとのことですが、協議が整い次第、順次契約していく旨を聞いております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

事務局長、ご答弁ありがとうございます。このことにつきましては、私たち議員から、ぜひ地場企業のほうにも幾ばくかの仕事を出していただけるように、発注者側の責務として、何とか元請業者にも交渉をお願いできないかということをお願いしてきました、今、事務局長の答弁があったような方向で動いておるようですから、これは発注者側の努力をよしとしたいと思いますし、ぜひそのように実現を希望するところでございます。以上で、1項目目を終わります。

○神谷議長

続いて、2項目目の質問を許します。石松議員。

○石松議員

はい。2項目目につきましては、宗像地区消防本部（宗像消防署）の移設建替えについて、組合の見解をお伺いしたいと思います。このことにつきましては、先ほど安部議員の方からも、厳しくも非常に安部議員らしい優しさあふれる質問、指摘があったように私も思っておりまして、ただ1点、私は、これは組合長の認識間違いだらうと思うんですけれども、マイホームを建てるときの状況と違います。マイホームを建てるんだったら、自分で適地を4か所でも5か所でも見て、ここがどうだらうかというのを見るんだけども、今回のような、いわゆる宗像地区消防本部という大きな、1万平米を超えるかというものを探すのに、予算をつけずに、いわゆる職員に動いて調べてこいと言ったって、職員は何もできません。ですから、調査費なり、また不動産鑑定の札をとるというか、専門的な知識を持っている方の協力も得なきやいけない。そのためには、最低でも300から500万円ぐらいの調査費等はいるかと。まず予算をつけた上で実施に動くというのが、あるべき姿だと思います。多分、組合長は何か勘違いされてたんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのところ、認識をしていただければと思っております。

それでは、質問に入ります。

令和5年2月15日開催の第1回定例会におきまして、私は宗像地区消防本部（宗像消防署）の建替えについて一般質問を行いました。原崎組合長からは、当初は現施設を長寿命化する計画であったが、2級河川八並川の浸水想定区域内もあり、50cmまで浸水が想定されること、及び仮眠室等の個室化もできていない部分もあるので、緊急防災減災事業債の採択要件に合致すると考えられるとの答弁がありました。また、現在実施中の消防力適正配置調査の結果や、事務組合の公共施設等総合管理計画、及びこの緊防債の令和7年度までの時限措置も踏まえて、両構成市と相談させていただき、宗像消防署の更新方針を急ぎ検討したいとの答弁がございました。ちょうど1年前のやりとりのことです。そして当時の事務局長から次のような答弁がございました。

宗像消防署の移設建替えを想定した場合は、総事業費は 20 億円程度考えている。緊防債の対象は 6 から 7 割になるとを考えている。移転場所については現在実施中の適正配置調査の結果をベースに検討していくので、現時点では未定とのこと。1 年前の話です。スケジュールは、現状から最速でいくとして、令和 5 年度予算を補正して、年度後半で基本設計、そして令和 6 年度に用地交渉を経ての土地の取得と実施設計、令和 7 年度から造成工事や建築工事となるので、用地交渉がスムーズに進んだ想定でも、完成は令和 8 年度末と考えているとのこと。なお、緊防債は令和 7 年度で終了見込みであるので、繰越しを当初から想定した事業着手となる。時間的に厳しいスケジュールであるため、設計施工の一括発注方式など、事業期間を短縮する検討も必要になるとのことでありました。そして、宗像消防署については、本部機能も設置していることから、福津消防署よりも若干広いスペースが必要であり、その場所で建替えができるということも将来想定しておく必要があるため、1 万 m²程度の土地が必要になるとのことありました。

これは、ちょうど 1 年前に私が一般質問して答弁が組合長、事務局長からあった内容です。そこで現時点での全体の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○神谷議長

石松議員の 2 項目の質問に対し、執行部に答弁を求めます。組合長。

○原崎組合長

石松議員の質問にお答え申し上げます。

宗像地区消防本部、及び宗像消防署の移転建替えの進捗状況につきましては、先の議員一般質問でもお答えいたしましたとおり、昨年の 9 月 20 日に開催しております、この検討委員会のほうにおいて、宗像地区消防本部、宗像消防署は移転建替えという、正式な方針を決定させていただいたところでございます。現時点では、昨年 9 月のこの委員会の決定を受けまして、建物の必要面積、それから敷地面積への検討や建替え候補地の検討などを慎重に進めているところでございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

組合長ありがとうございました。消防長に最初に質問させていただきたいと思います。

昨年の 10 月に、私たち議員も含めて消防長も同行されたと思いますが、有明広域行政事務組合消防本部玉名消防署の見学の状況を踏まえて、参考になった点など、消防長の立場でこの宗像地区消防本部の施設建替えについて、見解をお伺いしたいと思っております。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

はい、近年、全国各地で自然災害は激甚化しております。毎年のように緊急消防援助隊の出動を必要とするような事案が発生しております。当本部においても、先日の玉名消防署のように、今後はヘリポートや応援隊を受け入れができるような規模の敷地が必要になり、重要な災害活動拠点と考えております。

また、宗像地区においてそのような災害が発生した場合、現庁舎の耐震性は、震度 7 でも全面的に倒壊するとは想定されていませんが、なるべく早い時期に大雨や大地震に対するリスクを除けるよう、お願いしたいと考えております。

さらに、近年発生する災害は、複雑多様化しております。現在の訓練施設でできる訓練は限られたものになっておりますけども、先日、玉名消防署に視察に行かせていただきましたけども、今後は、あのような実災害に即した多様性の訓練ができる施設が必要であるというふうに考えております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございました。今、消防長さんから、今回移転建替えについては、ヘリポートだとか他の町からの応援部隊が来てもしっかりと対応できるようなところとか、先日の玉名消防署に見学したときの訓練棟というんでしょうか、いろんなことができるような仕組みがありましたけれども、そういうものをぜひ、この中に入れてもらいたいというお話があったかと思います。私は、全くそうだと思っております。先ほど消防長がおっしゃったかどうか分かりませんが、私はできるだけ早く作っていただきたいということが腹の中にあったんじゃないかと思うんですね。先ほどの安部議員の中でもいろいろ指摘をされておりましたけども、実はですね、私ちょっとこう思うのは、昨年のちょうど1年前に私が質問したときに、事務局長さんが答弁した中で、いわゆる最速で言って3年間というスパンを示されたんですね。それが1年後の今日は、最速で5年間というスパンを示されたわけです。事務局長さんのほうから、その理由は何かということで安部議員が聞いたところですね、いろいろあるかも分かりませんけども、財政的に厳しいところがあるんだと、両市長で、という話をおっしゃいました。これは、私はどこの自治体も今、厳しいんだと思います。しかしながら、市民の生命と財産を守るのは私たち行政、また、ある意味市長、また私は議員の責任だと思っておりますし、それがもし財政が厳しいといふんだったら、宗像市福津市の、やっぱり首長ですから、政治家ですから、その責任のもとで行財政改革にいま一歩踏み込んで、財源を何とかしても確保して、やっぱり3年間で何とかできるようにするというのが、リーダーシップを持ってる両市長、今は組合長副組合長ですけれども、役割じゃないかと思っているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。組合長、また副組合長のほうもお願いします。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

ご質問の中に、期間のことで3年ということだったのが5年になっておると、そしてその5年になった理由は、やはりこの財政的な理由ではないかと、そういう推測といいますか、確度の高い想定のもとにご質問頂きまして、まず一つ思いましたのは、3年という答弁が、スタートをどこに置くかによって、本当に予算化したところをもってスタートした場合によって期間も変わってきます。私の認識としましては、今は予算化されておりませんけども、5年ということではあります、先ほどの安部議員の質問の中でも、この適正配置計画の中で範囲があるんですけども、およそ4か所が想定されると。その4か所につきまして、マイホームとの比較で、それとは違うと。しかも今、1万m²ということでございますけども、4か所同時にボーリング調査や鑑定等をやりますと、1か所500万円かかるとすると2,000万円かかりますよね。しかし、ボーリングなどは本当に中に入つて、ご了解も頂いて、調査しないといけませんが、そういう中に入らなくても、専門的な見地から様々な調査というのはできます。また鑑定もできますでしょう。しかし、やはりこれは福津消防署の建設の経験、並びに本市ではですね、市長として学校建設等も進めておりますので、民有地の選定には、限りなくこの地権者の方のご了解や、それは法律収用法等もありますけども、最終的にはそういう

ものをかけて、お願いもしていくわけですが、十分慎重に、そして議員の方にもしっかりと説明責任を果たす、本当にこの場所の絞り込みというのは、まずは事務方のほうでできることはありますので、検討を今進めてもらっているということで、昨年の局長が仮に3年と申し上げましたら、それは最速でいって予算化したところをスタートといたしまして、それで3年と言ったのではないかとも想定いたしますが、それに比べて3年が4年どころか5年というふうに申し上げておりますので、やはりスピード化、それから緊急性というか緊張感がというご指摘は、認識いたしますけども、先ほどの質問でも答弁させていただいたように、今そういう作業を、事務方のほうで専門家のコンサルのほうではありませんが、そういう土地の選考のほうをさせていただいておりますということで、それがあらかじめ決まりましたら、全員協議会等も含めたところで、早急に調査費用等の予算を計上させていただく、そこには両市の負担金でこの事務組合の経営はなされておりりますから、財政協議も当然含まれますけども、私の思いといたしましては、大変この必要性の高い、この急を要するこの施設の建設事業であるという認識でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

伊豆副会長に後から質問させてもらいます。

今組合長から答弁があったんですが、まず1つは、昨年の第1回の定例会で、私の一般質問に対する事務局長の答弁、これが何か不整合があるみたいな言い方をされたんですが、基本的には一般質問のいわゆる打合せは、正副組合長も入った上で、事務方だけではなくてやっていると思うんです。当然そこは了解済みのことだろうと思っています。この3年間というのは、それは今この場で、組合長は、あれは事務局長が勝手に言ったとは言わんですけど、何かその整合性ができない言い方をされてましたけども、これはいかがかという気はいたします。

それと、先日玉名消防署へ行きました。そこでスケジュールだとか、いろいろとお話を聞きました。ここは、敷地面積が1万3,321m²、今私たち宗像地区消防本部が予定しているのが1万m²です。それよりも大きいですよ、3割ぐらい。1万3,000m²ですから。建築面積は2,127m²、延床面積は3,919m²でした。そしてスケジュールですが、基本実施設計業務が約1年、建設工事は約1年4ヶ月であり、全体でも約3年程度で終わっている事業なんです。私は全体でも、宗像地区事務組合の新しい施設の建設については、3年あれば十分できると私は思っております。それを5年と期間を延長してはいるということは、私は非常に情けないというか、本当に両正副組合長は、政治家なのかと、リーダーシップを持っているのかという疑いを持たざるを得ない。私自身は、それはなぜかというと、事務方から上がってきた、いろんな日程だとか、いわゆる方向性だと思うんですね。それを準備できたということでそれで発表するんだったら、正副組合長さんは何なのかと。政治家であればリーダーシップであれば、市民の生命財産を守るために、もう適地に移して建替えをしたい、何とか3年でやりたいということを、逆に事務方のほうに指示をしてできるようになるのが、宗像地区事務組合の正副組合長の責務であり、役割だというふうに私は思っているんです。それが何かもう財政的な事情もあってということで2年延長する。これはもうみえみえですよ。私の耳にはですね。余り大きな声で言えませんけども、福津市のほうで財政事情が非常に厳しいんだということも耳に入ってきてます。それは本当かどうか分かりません。だけどもさっき私が言ったように、もしそうであれば、やっぱりこれは原崎組合長が市長ですから、行財政改革にいま一歩、二歩踏み込んで、やっぱり1日でも早く消防本部をつくるために、やっぱり福津市の職員さんも一丸となって頑張ってもらいたいと思うんです。それはなぜか。昨年福津署が、土地をAところからBというところへ替えましたね。それについても私たちここに来てる宗像市の議員は誰1人として異議申立てはしていないと思います。応援したいと思います。であるならば、要は組合でつくっているこの事務ですから、

消防についても、やっぱりお互に方向性を示したら、それにお互いが協力していくという、それがあるべき姿だろうと私は思うんです。それを昨年の2月15日の第1回の定例会で事務局長が示した、これは正副組合長も同意したものと私は理解していますので、そうであるならば、3年間でできるようなことで策を見つける、それが私は両組合長に課せられた役割使命だろうと思います。ということで、先ほど組合長からも、答弁頂きましたので、私は伊豆副組合長にお聞きしたいと思います。私は副組合長も正副2年交代するわけですから、責任は同等だと思っています。

今回、伊豆副組合長は、3年というスパンだったのが5年というふうに2年延ばされたものを聞いて、何も問題意識を持たなかったのかどうか、それで結構ですよという形で話が進んできたのか、その点について少し伊豆副組合長にお聞きしたいと思います。

○神谷議長

伊豆副組合長。

○伊豆副組合長

総合的なこの宗像地域の安全安心を考える中で、様々な検討委員会や、現場の消防の方たちとも、何段階にもわたる話し合いが積み上げられてきたものというふうに理解しております。その中で、やはり総合的とか全体の安全安心っていうものを担保する上で、何を1番事業として何に力を入れるべきかということの総合的な判断の中で、やはり現場の声も聞いて、その中で福津消防署の早期建替え、そして、大島における消防の体制の構築という、この2つを優先して実施すべきだろうという結論に沿って、今回の事業実施がなされるものだと理解しております。ただし、宗像消防本部というのはあくまで活動拠点の1つであり、その建替えができないからということで、大きく消防も、安全安心に関わる、市民への体制が大きく影響するという、それを後になつたといつても大きく影響することはないという判断によって、その2つを先に優先するという判断でした。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

私は残念です。伊豆市長がその程度の認識だということでですね。今ある場所が八並川の影響で、最大50cm浸水する可能性があるということはもう分かっているわけです。もし大きな災害があったときに、多くの宗像市福津市民から緊急要請が出たときに、すみません、今水没しますから車両が出せないんですって、こんなぶざまなことを電話で回答したら、あんたたち何をしようと、と思うんですよ。本部機能とはどういうことなのかなと。よそからも応援部隊が来て、ヘリポートも来るでしょう。ヘリコプターもそういった、福津消防署、また大島分遣所とは同じ比較にならないぐらいの重要な施設だというまず認識を新たに持っていただきたいと思うんです。そっちを優先したらいいじゃないか。そういうことでは、私は残念ですね。そうじゃないと思います。今日からでもいいですから、新たな認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、この事業費が約20億円というお話を昨年の事務局長さんのほうからありました。これの負担割合、宗像市の負担割合はどうなのかということが1つと、それから緊防債の活用期限が令和7年度が終了ということになっていますので、これが過ぎたときの対処をどうするかということ。それから、緊防債は私の見識では、15年30年の返済で、確かに5年ほど返済を猶予できる期間があったかと思います。それが何年なのかということを教えていただけませんか。これはもう事務局のほうで結構です。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

まず、最初の 20 億円の建設に関しまして、両構成市の負担金の割合ということでございますが、現在、基準財政需要額に基づきまして、消防費につきましては、宗像が約 57%程度、福津市が 43% 程度の負担割合となっておりますので、20 億円からそのパーセンテージを掛けますと、宗像市が約 11 億 4,000 万、福津市が 8 億 6,000 万となっております。

続きまして緊防債の関係でございますが、緊防債につきましては、充当率が 100%、交付税措置 70% になっておりまして、これが令和 7 年度までの制度となっております。制度が延長されない場合は、防災対策事業債、充当率 75%、交付税措置 30% の活用を予定しております。事業推進に当たりまして重要な点としましては、まずは確実な用地取得を考えておりまして、用地取得に関しましても、相手方があるため慎重にならざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

再度確認ですけれども、緊防債の件ですけれども、この 20 億円という金額だったときに、返済が何年なのか、それで据置き期間が何年あるのか、それをもう 1 回教えていただけませんか。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

緊防債ですが、据置きにつきましては 5 年、償還が 30 年というふうになっております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

緊防債は令和 7 年度までの事業ですけれども、いわゆる返済が 30 年間、据置き期間は 5 年間あると。約 20 億円のところを宗像市が 11.8 億円、あと残りの 8 億円強を福津市が負担するということでました。であれば、私は先の話だと思うんです。借金返済は。ですから、もし 3 年で本来やるべきところを 2 年先に送ったということは、仮に財政が厳しいんだということであれば、これだけのスパンがあれば、調整は何とも私はある意味じゃ、これ首長のリーダーシップができるんじゃないかなと思うんです。もちろん来年の 2 月には、首長選挙がありますから、それは原崎組合長が来年 3 月以降も市長になってるかどうか分かりませんけども、私はある意味ではですね、今いらっしゃる組合長の責務として市長として、さっきも何回も言いますけども、行財政改革をいま一つ二つ踏み込んだ形で、市民の皆様にも、協力頂く、市議会の皆さんとの了解を得ると。私は小学校建設も大事だと思います。いろんなこと大事だと思いますよ。ですけど、私はそれよりもある意味じゃランクで言えば、宗像市福津市の重要な案件は、この宗像地区消防本部を 1 日でも早く建設すること、これが最優先課題じゃないかと私は思ってますので、ぜひその方向でですね、原崎組合長には動いていただきたいと思っております。それで、昨年の第 1 回定例会でやっぱり時間的に非常に厳しいスケジュールだということがありました。それで設計施工の一括方式をぜひやって、事業期間の短縮を検討したいということがありました。私もそれは賛成です。例えば、宗像市で言えばこの 1 月 10 日に引渡し頂きまし

た城山中学校の移設建替えがありました。約 30 億円のお金大きかったと思いますけども、これも、本来だったら 4 年ほどかかるものを 1 年ぐらいスパンを短くしていただいた。それはなぜかというと、やっぱ同じように、こういう設計施工を一括していただいて、まとめていただいたと。いわゆる設計会社があつて、親の建築会社が代表となつて、地場の企業 2 社、建築会社が組む形でのジョイントベンチャーでしたけども、設計施工が一括であるから 1 年くらい短縮できたんです。ですから、これは知恵だと思うんですね。ですから私も是非、本当に 1 日も早く設置するんだという熱い思いがあれば、いかようにでも、やり方はできると思いますので、参考にしていただければと思っております。

それで、造成工事ですけれども、これは福津消防署がやつたように、造成工事は地場の業者さんにお願いしていますよね。そして、福津署の場合は今回、入札公告がもう既に出てて 3 月 21 日が開札ということになっていますけども、ジョイントベンチャーでやると、どういう組み合わせになるか分かりませんけども、私は福津市さんを参考にして、この宗像地区消防本部のときにも、造成工事は可能な限り地場の業者さんを優先していただいて、そしてなおかつ、残りの設計施工等については、いわゆる一括発注でやっていただくということで、恐らく私は 1 年ぐらい前倒しで物が完成するんじやないかと思っていますが、その辺、地場業者への造成工事についての発注等について、私はそう考えてるんですけど、どのように事務方として考えてらっしゃるのか教えてください。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

議員が言われたように、地場育成の観点から申しますと、今、福津消防署のほうの土地造成につきましても、地場企業にしていただいているので、そういった配慮をさせていただきたいと思っております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ぜひ、その方向で検討頂けますようにお願いをいたします。

それとこれはもう組合長さんが冒頭から言わっていましたけれども、いわゆる、土地の確保のために、慎重にやらないといけないということ。そして相手方もあることなので水面下で、肅々とという表現を使ったかと思いますけども、やらないといけないということをおっしゃいました。私も、まさにそうだと思います。やっぱり当然ですけど、発注者側が買おうとしても、売る方が諸般の事情でごめんなさいということはよくあります。ですから、そこは当然そうなんんですけども、やっぱりその適地なのかどうかという調査をするためには、やっぱお金が要るんです。お金が要るってことは予算化をしないといけないんです。最低でも、いわゆる調査費、また、不動産鑑定士等に、妥当な価格なのかどうかということも含めて調査してもらわないといけないだろうし、もしかしたら、その場所が、いわゆる河川等が近かったりしたら、やっぱり水没の危険がないかとか、そういうことも調査をしないといけない。全て調査をするにはお金が要るわけです。今回の当初予算を拝見しましたけども、残念ながらこの土地の関係については 1 銭たりとも計上されておりませんでした。この当初予算云々今言ったって仕方ありませんから、可能な限り、原崎組合長にお願いしたいのは、私は当初予算が通った後に、できる限り早く、今年の 4 月以降で、できれば 4、5、6 の 3 か月のうちに、臨時会を開いていただいて、そういう土地を確保するための調査費を計上していただきたい、補正予算として計上していただきたいと、そのように思っています。これは最後に原崎組

合長のご決断をお願いしたいと思います。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

一問一答でございますからね、今のご質問にストレートに答えさせていただきたいと思っております。ちょっと先に、その1つ前の質問でもありましたようにファクトを確認したくて、ただ3年、5年のことを探し上げさせていただいてこの最後の質問にも関係いたしますけども、あのとき局長はそのように言ったというそういうことで先ほどの答弁を申したわけではございませんし、最後の質問にも関係しておりますが、このようにまず述べさせていただきます。用地交渉がスムーズに進んだ想定、昨年2月の定例会での答弁です。局長の用地交渉がスムーズに進んだ想定でも最速で令和8年度末の完成を考えておりますと、つまり昨年から数えますとちょうど、4年ということになります。8年度末の完成なので、つまり今から考えますと、もう3年ということになります。重要なのはこの用地交渉がスムーズに進んだ想定でもって、ここにどうしてもこだわらせていただきますけども、反論ではございませんが、やはりご理解頂きたいと思います。

大変重要な公共施設、並びに面積も広いわけでございますので、調査はやはり本当に専門家の視点を入れないと資金を入れないと、その土地が適したものかということはできません。並びに、本当の安全性のためには、この土地の中にも入って、この調査をしなければなりません。一定のご理解を石松議員も頂いたように、やはりこの用地交渉というのは慎重を要するということはご理解を頂いて、最後のご質問があると思っておりますが、肃々という言葉は、適當ではもしかしたらないかもしれません、昨年局長も答弁いたしましたとおり、仮に用地交渉がスムーズに進んだ場合でも、最速で令和8年度末の完成を考えていますということですので、今現在私の認識の中で、この用地の交渉を進めている、並びに副組合長、組合長の私は政治家でもございます。この用地交渉、また意向調査につきましては、それこそ大変重要な消防本部並びに宗像消防署の建設でございますので、私自身も自ら報告を受けるだけでなく、想定されるその土地の所有者の方であったり関係の方に詳細の報告を求めますが、自身も自らそういう場に同行させていただいたらしくながら、早急に用地の交渉は進めるべきであると私自身も含めてそのように思います。

そういうことになりまして、もうこの現実、やはり若干の反省も踏まえまして当初予算では計上させていただいているわけではございますけども、昨年の定例会でもお答えしました、と重複しますが、用地交渉がスムーズに進んだ場合、これに関する調査費をしっかりと予算化させていただく。両市の財政協議もありますけども、これは両市での1つの組合の消防署消防本部の建設なので、私は福津市長ももちろん兼ねておりますが宗像市さんとも十分ご相談や協議をさせていただいて、この財政的な理由でこの先延ばしになるようなことがないように、必要性を感じておりますので、しっかりと組合長としてまた副組合長として、この事業に着手してまいりたいと、早急にと、そのような認識でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございます。

それで結論から言うと、組合長さん、要は、何か調査をするときにはお金が必要ということをしっかりと認識していただかないといけないと思うんです。組合長も今おっしゃったように、肃々ととおっしゃったけども、やっぱり、忍者が何かこう、動くわけじゃないですから、やっぱりそれ

なりの資格を持った方が調査するためには予算がないと。まさか組合長が自分のポケットマネーから出すわけじゃないでしょから、そこはやっぱり何とか早くこの当初予算でちゃんと通していただいた上で、速やかに、私がさつき4、5、6月と3か月ぐらいのスパンを言いましたけども、その辺りで臨時会等が可能であれば開いていただきて、調査費をつけていただく。それが今、組合長が熱く述べた、本当に重要な案件だから、慎重にきっちと1日も早く建てていきたいんだということをおっしゃったけども、それをぐっと圧縮すれば、まずはこの4、5、6月あたりに、調査費をつけるということが私は1番重要だと思ってるんですが、再度の質問でありますかがでしょうか。

それともう1つ、肃々と私が言いました。これ肃々と、と言いましたよね。公で動き出したら大事なんですよ。何か宗像地区事務組合が何か土地を今探しよるらしいよという話が出たら、もうすぐあっちもこっちも土地が上がります。ですから、肃々というのは大事なことなんです。関係者は分かりますけど当然ですけども。いらんことも言いましたけども、要は、調査用の補正予算を速やかに上げていただきたいと、4月以降にですね、最後にお願いしたいんですけどいかがでしょうか。もうそれだけの答弁で結構です。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

最後の答弁にならうかと思いますので、この本部庁舎の移転建替え事業につきましては、先の一般質問にお答えしておりますように、大変、本当に重要な必要性を感じております。特に本部機能を要さなければいけないということでありますので、組合といたしまして、この消防力の維持向上、そして管内の安全安心に向けて、しっかりとこの事業の促進を図るつもりでございます。この本部庁舎につきましては、今、消防力適正配置計画は議員連絡会等でお示ししておりますが、改めてこの宗像地区消防本部並びに宗像消防署につきまして、この基本構想を策定いたしまして、これをお示しして、もしくは、調査費用等はまた協議事務のほうにも様々ブリーフィングを受けまして、上げるものは上げる必要があると、そのように思います。最後に設計と工事のこの一括方式と、これは十分考えられます。ですので、本当に用地が定まったところでの調査を開始いたしまして、これも含めて、完成までのスケジュールを短くしていく、今後そういう努力をしてまいりうると思いますのでどうぞご理解のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ぜひお願ひいたします。

○神谷議長

続いて、3項目目の質問を許します。石松議員どうぞ。

○石松議員

水道ビジョン2027及び水道事業経営戦略について、組合の見解をお伺いしたいと思います。
少し早口になりますけども申し訳ません。

①多礼浄水場の稼働状況について、施設利用率は令和14年度で78%程度であることから、今後も効果的に施設を運用することができる見通しとのこと。しかし、最大稼働率は95%を超える見通しであることから、多礼浄水場の増強や净水受水量の增量など対応策について、費用対効果やリスク

など、多角的・総合的な視点から事前に検討しておく必要があると記載されております。そこで、多礼浄水場の増強や、浄水、受水量の増量などについて、基本的な見解をお伺いしたいと思います。

②水道施設の経年化、老朽化について。浄水場の構造物の法定耐用年数は 60 年です。超過していないが、電気設備・機械設備は約 44%が法定耐用年数 15 年ですけども、超過していると。また管路についても老朽化が進行しており、約 12%が既に法定耐用年数 40 年を超過していると。それから将来的に法定耐用年数を超過する経年管が 49%あることから、今後計画的に更新を推進しなければ老朽化が急速に進行する恐れがあるとのことです。またさらに、令和 5 年 2 月 15 日開催の第 1 回定例会における一般質問に対して、事務局長からは、令和 9 年度までの計画期間中は現行の水道料金を維持できるとの答弁がございました。そこで、水道施設の経年化老朽化について、基本的な見解をお伺いするとともに、この水道料金の維持についての見解をお伺いしたいと思います。

③水道施設の耐震性能について。浄水施設及びポンプ場は耐震性能を有していないと、配水池で耐震性能を有している割合は全体の 75%だと、また基幹管路は全体の 40%程度が耐震適合性を有していると。今後はこれらの構造物や管路の耐震化を推進する必要があるということ。それから上位計画である新水道ビジョン、これは厚労省のようですが、これでは、基幹管路の耐震化率 100%を目指しており、基幹施設である浄水場の耐震化は急務と記載されております。そして、1 月 21 日付の産経新聞に見ましたけども、1 月 1 日に発生した能登半島地震で震度 6 強を観測し断水が続く石川県輪島市で、主要な上下水道管のうち、耐震性能を持つとされる耐震管が破断しておったということ。それから市は震度 7 の揺れでも耐震管に重大な影響はない見ていたけれども、複合的な要因で想定以上のダメージを受けた可能性があり、水道の耐震化について見直しを迫られているとのことでした。そして市内では、発生当初からほぼ全域の 1 万世帯で断水が今でも続いているという報道があります。そこで、水道施設の耐震性能について能登半島地震の実態、見解も含めて、基本的な見解をお伺いしたいと思います。

最後に④ですが、災害時の対応時の連絡管整備工事について、当初の計画では、宗像地域と福津地域の相互融通の考えでありましたが、多礼系統ブロックと福北受水系統ブロックをつないで災害時の安定給水を図ることですが、基本的な見解をお伺いしたいと思います。

○神谷議長

石松議員の 3 項目目の質問に対し、執行部に答弁を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

それでは、①から③については私のほうから答弁いたしまして、④につきましては組合長が答弁をいたします。

①の多礼浄水場の稼働状況についてお答えいたします。多礼浄水場の今後の施設稼働率上昇への対応については、費用対効果や水源のリスクを踏まえ、水源確保に向けた協議を進めているところです。現時点では、受水量の増量がコスト、リスク面から効果的ではないかと考えております。

次に、②の水道施設の経年管老朽化についてお答えいたします。現在、電気設備の更新を行っておりますが、電気機械設備については、日本水道協会等の調査事例によりますと、実使用年数が 23 年から 25 年程度とありますので、この調査事例を参考にしながら、更新を行っていきたいと考えております。また、管路更新については、現行の水道料金を維持しながら、事業費の平準化を考慮し、管路更新を進めていきたいと考えております。

次に、③の水道施設の耐震性能についてお答えいたします。今回の能登半島地震では、浄水場の被害が大きいと聞いております。内容としましては、導水管及び、送水管の破損が多く見受けられます。さきの東日本大震災においては、耐震管の破損は確認されておらず、今後、能登半島地震における調査結果も公表されると考えておりますので、その結果を踏まえて、今後の対応を検討したいと考えております。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

それでは私から④番についてお答え申し上げます。

本組合の水源につきましては、ご承知と思いますが多礼ダムそれから吉田ダムによる自己水源と、それから福岡地区水道企業団及び北九州市からの浄水受水の3系統の合計となっております。現在、災害時などへの対応を図るために福津方面の送水管整備を予定しております。今後は、この送水管に北部福岡緊急連絡管をつなぐなど、災害時の安定供給に取り組んでいきたいと考えております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございました。

○神谷議長

これで石松議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とし、再開は13時ちょうどからとします。

(休 憩)

○神谷議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番戸田議員の質問を許します。戸田議員。

○戸田議員

改めまして議席番号8番、戸田進一です。

私の一般質問のテーマは、水道事業の今後の計画と課題についてです。宗像地区事務組合の行政区内外人口は増加傾向であり、水需要の増加に対する今後の対策、対応、体制等についての見解、及び災害時の業務継続計画、水道BCPについての見解を伺います。

1点目であります。お客様に信頼される水道を次の世代へを目標に、2027年度までの当事務組合の取り組むべき事項や方策を水道ビジョン2027で示しています。最大給水量、給水人口、最大稼働率、水道料金、事務組合の体制等についての考え方を伺います。

2点目。能登半島地震をはじめ、全国で発生した災害は、水道水の確保の重要さを私たちに教えていたと思います。本組合でも、災害時対応として、業務継続計画を策定しています。そこで、現有リソース及び応援体制、業務継続計画の周知、及び災害訓練等業務継続計画の詳細について伺います。

○神谷議長

戸田議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。原崎組合長。

○原崎組合長

それでは戸田議員の一般質問にお答え申し上げます。項目として水道事業について、そして細かくは、主に2点についてのご質問でございますので、前半の1つ目のほうは私のほうで、2つ目のほ

うは局長のほうからと思っております。

まず、1つ目でございますが、水道ビジョン、また経営戦略の策定に当たりまして、給水人口、最大給水量、また多礼浄水場の最大稼働率につきましては、両構成市の人口推計をもとに算出しております。それぞれの数値は、このビジョンの計画期間でございます令和9年度までは、上昇を続ける見込みでございまして、現在、受水量の増量を含めたところでの水源の確保について、関係機関との協議を進めているところでございます。

水道料金のほうにつきましては、物価上昇と労務費上昇を見込んだ上で試算をしておりまして、令和9年度までは現行の料金で経営を続けられると考えております。また、水道事業の体制としましては、持続可能なこの水道事業運営のため、平成28年度から北九州市へ包括的に業務を委託しているところでございます。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

私のほうから2点目の質問に対してお答え申し上げます。

水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期に回復させ、安全な水の安定供給を継続することが必要不可欠であると考えております。議員ご質問がありました現有リソース及び応援体制についてお答えいたします。

まず、人員についてでございますが、多礼浄水場における宗像地区事務組合職員、北九州市職員、水道管理センター、料金センター職員合わせて56人でございます。次に、機材関係についてでございますが、非常時の給水用として、給水タンクや給水袋を所有しております。車両関係では、給水タンク積載用のトラックや、軽バン及び軽トラックを所有しております。包括業務委託先である北九州市上下水道局とは、災害時の給水活動や人材派遣、施設の復旧などの応援協定を結んでおり、加圧式の給水車や給水タンク、給水袋などの応援をお願いすることができます。

業務継続計画策定により、被災して業務遂行能力が低下した緊急時においても、非常時優先業務を継続し、優先する業務を実施するための方策と行動手順を明確にすることで、業務立ち上げ時間を短縮することが重要であります。そのためには、職員が方策と行動手順を十分理解することが大切であります。人事異動などで職員の入れ替わりも発生しますので、継続的に周知していく、災害時に想定した訓練が重要であると考えております。

平成29年度に北九州市と事務組合とで、管路事故を想定した模擬訓練を実施し、対応手順の確認や、北九州市から加圧式給水車などを派遣してもらい、給水活動等の訓練を行いました。その後、コロナ禍となつたため、訓練については見送っていましたが、北九州市と協議を行い、防災訓練を計画していきたいと考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

本題に入る前に、水道法の第1条では、この法律の目的として、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするとなっており、本当に水は、公衆衛生等人の命に関わる共有財だと言われる由縁だと思っています。順次、①の水道ビジョン2027を中心に、本組合の課題や懸念事項について質問をさせていただきます。

その前に、私は、この宗像地区事務組合が今どういう状況に置かれているのかということを、全国の流れと本組合の歴史を簡単に振り返っていきたいと思っています。まず2002年に水道法の改正

が行われ、第三者への包括的委託が可能となりました。このときに最大の課題とされたのは、中小事業体の技術者不足が課題とされ、その解決策としてこの改正がされました。このときの改正目的が、技術力の高い第三者、他の水道事業者と、うちで言えば北九州市ということになると思うんですけども、業務を委託して、適正に管理を行うということが大きな目的として改正が行われたと、これが 2002 年です。

続きましてうちの組合で言いますと、2010 年 4 月から、宗像市福津市の垂直統合による水道事業が開始しました。そして、2016 年に本組合の水道事業を北九州市に包括委託しました。そして、北九州市が水道管理センターに再委託をしたという流れです。

続きまして、2018 年に水道法の改正がまた行われました。それを受け実は厚生労働省が、2 年後の 2020 年 10 月に、水道の基盤を強化するための基本的な方針というのを全国に示しました。その方針の柱は、広域化と官民連携ということでした。基本方針では、中小規模事業体の危機的状況はより深刻というようなくくり方で、都道府県が主導で広域化を推進する方向性を示したということです。

ざつと言いますとこのような流れなんですが、これから本組合の様々な懸念事項だとか課題について質問するんですが、やはりその前に、本組合が現在どういう位置にあるのかということを、きちんと前提としてお話をさせていただきたいということで前置きを述べさせていただきました。では順次具体的に入っていきます。

まず、最初は給水人口及び最大給水量についてです。これは 2027 に書いておりますが、給水人口というのは両市トータルの行政区画内人口のおおよそ 87% ぐらいで推移しています。これでいきますと、令和 9 年度の予測では、給水人口は宗像市では 8 万 5,000 人弱で、行政区画内人口の 87.6%、福津市は 6 万 3,500 人で、行政区画内人口の 85.8% です。若干の両市で違いはあるんですけども、この比率というのは、全体的に令和 3 年度からほぼ変化なく推移しています。問題となるのは、行政区画内人口の予測がどうなのかということが大切になってくると思います。令和 5 年度の両市の行政区画内人口なんかを見ましても、ほぼビジョンで示されたのと近似で推移している状態なんですが、要は、令和 9 年度までビジョンでは示してあるんですけども、行政区画内人口予測は、両市合わせて 17 万 1,097 人となっています。前もってお伺いしましたら、両構成市の人口推計に基づいて算出していますということでありました。推計には一定の幅があると思うんですね。幅のどの辺りを採用しているのかということを、まず最初にお伺いいたします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福でございます。よろしくお願ひいたします。

人口推計に関しては、福津市の伸びが多くなっております。両市の人口推計を基に算定しておりますが、福津市での人口の伸びが大きいことから、福津市については上位を見て水道ビジョンをつくっております。今年、国立社会保障・人口問題研究所の推計値が出ておりますけども、それより上回ったような形で人口推計をさせていただいております。令和 9 年度には、またそのときの実績を踏まえて、新たに水道ビジョンを作成いたしますので、令和 9 年度までは、今の水量で賄えると考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

福津市の場合は、人口幅の上限の数値を用いていますということです。それで、私の単純な計算で申し訳ないんですが、本組合は、自己水源と北九州市及び福岡市からの受水を合わせて 1 日 4 万 5,130 m³の水を今確保している状態であります。水道ビジョンによりますと、令和 9 年度の 1 日最大給水量は、予測として 4 万 4,002 m³ということになっていまして、確保されている水と最大給水量の差、この差が余裕幅という言い方が正しいかどうか分かりませんが、水量でいいますと 1,120 m³ぐらいなんですね。単純計算でしますと、大体最大給水量の計算の仕方が、1 人当たり 0.299 m³ぐらいにしてるので、これでいうと、令和 9 年度時点での最大給水量の余裕幅ということを人数換算しますと、3,700 人ぐらいになるのかなというようなことでみてるんですが、そういう捉え方でよろしいんでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

余裕幅の水量が何人分というのはなかなか言いづらいところがあります。これはどうしてかといふと、1 人当たりの給水量が、やはり水道の機器によって、節水型であったりとかした場合、減ってくる可能性がありますので、何人分という形ではなかなか答えにくいのかなと思っております。ただ、今の水道ビジョンでうたってる基準でいきますと、大体その辺りの人数までは賄えると考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

単純な話で申し訳ないんですが、つまり今、人口は最大で捉えてますよと、地域内の人口がざつと 5,000 人ぐらいぶれても、全然対応できるような最大給水量の確保予測になっていると、そういう捉え方でいいのかなということで理解いたしました。それで、第 1 答弁で先ほどお答え頂いたんですが、令和 9 年度までは増加上昇を続ける見込みであり、現在受水量の増量を含めた水源の確保については、関係機関と協議を進めていますというお答えをされていますが、これは令和 9 年度まではまだ大丈夫ということなんで、この協議は令和 10 年度次期計画のための協議という理解でよろしいんでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

水源の問題に関しては、すぐ水源を確保したいということでも、なかなかすぐ次の年から賄えるものではありません。今回水道ビジョンを作成した中で、令和 9 年度には、今保有しています 4 万 5,000 m³の水源に近くなっていますので、現状といたしましては、令和 4 年度水道ビジョンそのとき作ってきたんですけども、そのときから、内々ではありますけども、用水供給の增量について、今北九州市と福岡地区水道企業団とありますけども、増量ができるかできないかの打診はしております。それは継続してやっていきたいと考えております。今後、その令和 9 年度以降も、経営戦略では福津市のはうは伸びていく可能性がありますので、そこも見据えて、今後とも継続して、できるだけ早い段階で水源の確保をしたいと考えております。そうしたことで、事故時の対応とか、水源があれば、宗像地区事務組合の管内で対応できると考えておりますので、やはり 1,000 m³ぐらいであ

れば、ちょっとリスクが高いかなと考えておりますので、そのリスクを考えながら、できるだけ早い段階で水源の確保をしたいと考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

今のお話だと、令和9年度までの水道ビジョン2027で定めているけど、水源の確保というのはすぐできる話じゃないんで、早めにして、必要であれば、計画の水量とかは変わらなかつたとしても、水源の種類は早めに可能な範囲でしたいとそういう意味合いの捉え方でいいですね。それではこのことは先ほど、先の議員も質問されていましたが、経営戦略の中の最大稼働率の問題が関わってきていたのかなと。最大稼働率が非常に多礼のほうで95%以上になると、非常にこの運用上どうなのかというようなお話の中身だと思うんですね。先ほどの他の議員の質問に対して、ここの最大稼働率95%をどうするかという点でいうと、浄水受水量の増量ということを大きく考えていますということなんで、北九州、福岡の水のほうを手当として多礼浄水場の相対的な比率を低めて、最大稼働率を抑えていくというそういう理解の仕方でよろしいでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

水源の確保についてはですね、まず、どれくらいの水源を確保するかで施設の整備費とか、かかる話になります。仮に自己水源を整備するという話になると、大きな事業費がかかってきます。そのため、現有施設でどこの水源を確保したほうがいいのかというのを検討させていただきました。それで考えますとやはり、福岡地区水道企業団または北九州市からの受水のほうがコスト的には安いのかなと考えているところです。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

そうなりますと、今本組合の自己水源の比率というのは約66%ぐらいなんですが、それとの関係で自己水源の比率が、例えばこのレベルまで下がるというか、抑えるというような、そういう想定はされてますでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

自己水源を何%まで落とすかという検討はしておりません。ただ、やはり水源はいつも持っていたほうが、事故の対応のときに有効に働くと考えております。ただし受水を受けるにしても、やはり、供給側の施設の能力もございますので、その範囲内でどういう形で受水量を増量するのがいいのかというのは、検討しているところでございます。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

私はやっぱり自己水源をどれだけ大事にして自前の水をという意味合いがあつたので、自己水源の比率がどこまで下がるのですかと、気になつたんでお聞きしましたが、これから検討課題ということだと思います。

次は水道料金について少しお伺いします。これも水道ビジョンに書いていますように、福岡県の平均的な数字などと比べています数字だけ見ますと、本組合の水道料金は相対的に高いほう、平均値よりは高いという結果だと思います。またあわせて、本組合が平成29年に実施されています利用者アンケートなんかを見ましても、問13で、水道料金は他の光熱費と比較してどのように感じていますかというような問い合わせに対して、やや高いが25%、高いが36.9%、合計で62%というような状況なんです。こういう状況で、今、本組合の水道料金についての今の捉え方、こういうふうに思っておりますというのを少しお聞かせ頂ければと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

水道料金に関しましては、やはりそこの地理的な観点もございます。事務組合としては、水道管の距離も1,000kmと、ほかの自治体から比べたらかなり長くなっています。これにより、やはり、都市部の水道事業体から比べたら、若干水道料金が高くなることはもう致し方ないと考えております。ただし、今の水道料金、県の平均とか全国の平均があります。それも考えた上で、今後の事業運営は、できるだけその水道料金を維持してできるような形で、事業運営は考えていきたいと思っております。

○神谷議長

戸田委員。

○戸田議員

それで先ほどの、増量分は他から融通してもらいますという話との関係なんですけども、要は自己水源、それと北九州市からの水と福岡市からの水ということなんですが、いわゆる供給原価、1m³をつくるに必要な費用といいますか、それをそれぞれ自己水源の場合はいくら、北九州いくら福岡市からはいくらというのを、少しご説明お願ひいたします。

○神谷議長

山中経営係長。

○山中経営係長

経営施設課の山中でございます。よろしくお願ひいたします。

多礼浄水場でつくった水と福岡地区水道企業団、北九州市から購入した水の原価の違いということでのご質問でございます。まず、令和4年度の決算におきまして、宗像地区事務組合全体で水道水の1m³を、利用者に届けるまでにかかる給水原価は、消費税抜で195.49円となっています。北九州市や福岡地区水道企業団から購入した水は配水池に入れますので、多礼浄水場のつくった水も配水池に入るまでの額を計算しますと、消費税抜で75.67円となります。受水単価は、福岡地区水道企業団が115.98円、北九州市が95.24円となっています。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議長

価格の比較は、配水池に入るということで同等に見るということですね。今のご説明だと、数字だけ言いますと、多礼のほうが安いよというようなことなんですが、そこで、自己水源比率を高めるとということになると、先ほどのご説明のように、施設等の投資等がかかるので、結果的にいろいろ水道料金についての跳ね返り度合いが大きいという判断をとっているので、そういうことをせずに、相対的に言って高いけども、北九州、福岡の水を增量分としては活用すると、そういうお話を思ったと思うんですが、それで、ここはちょっと私もよくみえないんですが、では北九州市だとか、福岡市の水道局といいますかね、そういう中で、この水道料金そのものの価格の交渉だとか、そういう機会だとか、そういうのはあるんでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

これは、水源開発するときの協定に基づいて料金は設定されておりますので、毎年、料金改正について協議するという場はございません。ただ今後、水源開発とか、今受水供給側のほうがする場合は、その事業費とかの出資金とか出てきますので、そういう場合があれば、そのときにその料金改正の話は出てくるのかなとは思っていますけども、毎年料金の改定について協議する場というのはございません。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

そうですよね。水を供給する側が、水をつくるための大きな施設の投資をする、例えば分かりやすく言えば、ダムを造ったりとかいろんなことをすると、それに発生した費用の見合い分何%かを宗像地区事務組合がみなければならぬとそういう仕組みになってると思うんですけども、今後この利用者のアンケートの声、相対的に高いよという感覚を持っているこの声について、いろいろ考えた上で今後やっていきますと、令和9年度までは料金は据置きということですが、それ以降ですね、やっぱり利用者のところの料金をどう低廉に抑えていくかということは、究極の目標だと思うんで、それをきちんと押さえながら、やっていただきたいと思います。

次は事務組合の体制についてです。令和4年4月1日体制で、事務組合人員総数11名です。特にこの間の議会でも何度もお話しになってると思うんですけども、技術系職員の問題ですね、今3名ということで、50歳から55歳の方が2名で25歳未満が1名というこういう年齢構成になってると思うんですね。やっぱり技術の継承というのは、どこの事務組合でも非常に重要な課題なわけあります。今後、当然退職だとかいろいろ生じるわけですけども、その場合のこの3名の補充の仕方をどのようにやっていくのかということをお伺いいたします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

技術継承に関しましては、今事務組合の職員、プロパーを含め3人の技術職員がおります。今後、この3名は確保したいと考えております。どういう形で確保するかということでお答えしますと、両構成市、福津市、宗像市からそれぞれ派遣していただいて、水道の技術継承を図っていきたいと。今、事務組合で行っている水道事業に関しては、マネージメントが主な業務でございます。水を作ったり施設を維持管理する技術に関しては、北九州市、北九州ウォーターサービスのほうが長けておりますので、そういった維持管理に関しての技術継承というのは、包括委託で賄っております。その事業が正しいのかどうかという判断は、事務組合で行う必要がありますので、それはできるような形で技術継承はしていきたいと思っております。その中身については3人を確保したい。3人については、宗像市、福津市の技師を充てていただきたいと考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

具体的ないわゆる技術の継承というのは、北九州に包括委託してるんで、そこをベースとしながら、本組合の技術の方というのは、全体的にマネージメントをとっていく、そういう想定をしてるというそういう答弁だったということを確認しておきたいと思います。

最後ですけど、この水道ビジョンの2027なんんですけども、これに書かれてますように、計画期間中に定期的に見直す仕組みが不可欠ですと、見直しのP D C Aサイクルもいろいろ書かれてますが、どのくらいの定期的なサイクルで見直しをしていこうというふうにお考えなんでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

水道ビジョンの見直しについては、今回、令和4年に5年で見直しました。今の計画では令和9年までの計画になってますので、令和10年からは新しい水道ビジョンを10年間で計画します。見直しとしては、5年ごとに水道ビジョンを見直していきたいと。それに伴って、経営戦略も合わせて見直しを行っていく予定でございます。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

5年サイクルというような捉え方だと思います。当然のことながら、国の水道法が変わったり、いろんな緊急の事態があったら都度都度、それを見直していくというのは当然のことだと思います。今後も本当に必要に応じて、適切な見直しを進めるべきだというふうに思っています。

それで①は終わりたいと思いますが、通告の2番目の②業務継続計画水道B C Pについて伺います。能登半島地震発生後の3週間、1月19日に私も報道で知ったんですが、日本記者クラブで茶谷七尾市長や、東京大学センター技術研究センター教授というのが記者会見されてます。その時点での水道の被害について述べています。七尾市は加賀方面から県の送水管で水が送られてくる、そこが7割ぐらいを占めるが、漏水があってつながっていないと。2万2,000戸のうち、断水していないのは4,000戸。輪島の朝市通りの火事は、断水で消火栓が使えなかった。道路被害でポンプ車の到達が遅れたなどが報告されています。現時点では、改善等進んでいる部分もあると思いますが、1月19

日の時点でのそういう記者会見での被害状況でした。それでお伺いしますが、現時点で能登半島地震での断水等被害情報ですけども、一定程度入ってるとと思うんですが、把握している範囲でお話しをお願いいたします。

○神谷議長

青谷主幹兼施設係長。

○青谷主幹兼施設係長

経営施設課青谷といいます。よろしくお願ひいたします。

今、ご質問のありました能登半島地震に関する情報でございます。令和6年1月1日に発生しました石川県能登地方を中心とした地震についての水道関連の情報でございます。日本水道協会のほうから、1月3日時点のまづ地震発生した後に入った報告では、石川県、富山県、新潟県内の21事業者で約11万5,635戸の断水が発生しておりました。その後、全国の自治体からの応援活動によりまして、2月9日時点での断水状況は、石川県内の7事業者で、約3万5,290戸であります。

現在、全国から88の自治体及び自衛隊などから145台の給水車が集まりまして、給水活動が行われております。

また、応急復旧関連では、2月8日時点での情報になりますけども、52の自治体などから524人が派遣されまして、活動をされておるということでございます。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

被害状況をお話していただきました。それで最初に細かくお伺いしたいのは、本組合において災害が発生し、水不足が生じた場合は、北部福岡緊急連絡事業、こう結んでる部分ですよね、より応援給水を受けられるようになっているということになっていますが、水量とか、期間とか、そういうことについての取決めしてるとすれば、どのような取決めをしているんでしょうか。

○神谷議長

青谷主幹兼施設係長。

○青谷主幹兼施設係長

緊急連絡管事業の内容でございます。災害に強く水に不安のない福岡県を実現するため、危機管理対策の一環として、北九州市と福岡都市圏の緊急時の50,000m³の水を相互融通しまして、被害を緩和することを目的としてあるものでございます。この中で、50,000m³の水を、北九州市と福岡都市圏の間で被害があつてあるところにお配りされるという意味合いでございます。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

当然災害の規模だとか、災害の被災エリアというんですかね、それによっていろいろ変わってくると思うんですけども、今のお話だと、50,000m³を関係市ですから、新宮町、古賀市そして宗像地区事務組合、3つで相談しながら分け合うんだということと理解しました。それで、宗像地区事務組合のBCPでは、災害を3つ想定してつくられています。地震、風水害、それから新型インフルエン

ザ等の感染症、この3つの災害の場合を想定してBCPをつくっているということです。この中に書いてますけども、西山断層が震度5弱から6強が発生した場合、水道被害が何箇所で生じると。確かに宗像市で771か所と、福津市で610か所となってますが、この被害箇所件数の算出はどこから持つてこられたんでしょうかというのをお伺いします。

○神谷議長

青谷主幹兼施設係長。

○青谷主幹兼施設係長

被害想定箇所の基本的なデータですが、福津市と宗像市の地域防災計画のところに記載してあります件数を採用させていただいております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

震度が大きくなれば、当然上水管の被害箇所は増えるというそういう想定の取り方をしておかなければいけないかなというふうに思います。それでBCPの中を読んでみると、さっき言ったように3つの災害を想定してますということですけども、その3つの災害によって、被害の度合いだとか、何か違うわけなんですが、水道事業として災害が発生した場合の優先業務を選定して、必要な対応を定めています。それで、水の確保の点なんですけども、発災後の3日間は人の生命維持用水として、1人1日30想定ということで、トータル426m³、さらに、病院用に必要というのを加えて、1日476m³という、そういう計画の数値になってるんですね。この水が、災害が発生した場合、使える場合に、避難場なりに運んでいって、皆さんがそれこそ1人1日30使えるような状態にしなければならないんですが、それを運搬したり、それからタンクも必要なんですかね、どのくらいのボリュームの機材が必要ということになってるんでしょうか。

○神谷議長

青谷主幹兼施設係長。

○青谷主幹兼施設係長

まず私どもが直接やる分に関しましては、私どもで持つておる給水タンクで対応することになりますけども、これも数に限りがありますので、全体の476m³を賄うことは、非常に厳しい状態でございます。もし私どもがそれを賄おうとすれば、48台必要というような計算になります。しかしながら、私どものほうでは、とてもそれだけの車両がありませんので、北九州市をはじめ、近隣の自治体とかに応援をお願いするような形になるとは思います。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

今、ざっと全体で48台ぐらい要りますよということで、これをみますと、本事務組合がその対応分としては、1台ぐらいかなということで捉えてるんですけど、それで間違いないですね。

○神谷議長

青谷主幹兼施設係長。

○青谷主幹兼施設係長

給水タンク自体は 5 個、大きなタンクがございます。しかしながら、給水タンクを運ぶトラックが、普通車のトラックが 1 台と、あとは軽トラックしかございませんので、それ以外の部分は車両の応援をお願いするような形になると思います。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

北九州市とこういう災害時の応援協定というんですかね、それを結ばれてて、北九州市が保有している、給水車なりタンクなどとか、それ以外に近隣の市町村から応援ということなんですが、なかなか今回の想定を最悪に考えると大変なんですけど、実際は道路の寸断だとかいろんなことがあって、なかなか計画どおりにいかない部分がやっぱり生じるんじゃないかなというのを非常に危惧してるんですね。今回の場合も、ほかの自治体の応援も道路の寸断等なんかがあって、給水車は隣にあるけどもこれないだとか、そういう部分の想定まであると思うんですが、この辺については、今の時点でどのようにお考えでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

今回の能登地震は、北九州市のほうが災害派遣で行かれております。その中で聞いた話によりますと、まず道路が寸断されて浄水場に近づけないという話があつております。浄水場に近づけないので電気も通らない。今現状として浄水場が稼働してないところもあります。そこは能登半島という半島という地域性もあると思います。道路が寸断されると、やはりなかなか応援が貰えないというところはありますけども、まず、宗像地区で災害が起きた場合、水道協会の福岡県支部、これ北九州市でございますが、そこに依頼を出します。そこで貰えないとなると、日本水協の九州支部が福岡市でございます。最終的には、日本水道協会に連絡がいって、全国から応援が駆けつけるという形で想定しております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

そういう想定の中でやってるわけですけども、十分対応ということなのかと、疑問符は当然残るかなというふうに思います。

次は発災した場合の人員体制についてお伺いします。B C Pを見ますと、発災して 24 時間までは、ここにいらっしゃる職員 56 人で対応しますということで書いています。ここにいます事務組合職員とか、北九州市、それから水道管理センター、料金センターの職員総勢 56 名で、24 時間以内は対応しますということなんですが、そうは言ってもこれが発災したときは、例えば地震の場合、時間外であつたり、いろんな場合が想定されて、56 人が全部揃うというのがどうなのかなというのがありますし、種類が違いますけど、インフルエンザなんかのそういう感染症の場合は、当然職員も感染する、来れない。ちょっと古いんですが、厚労省が平成 19 年 10 月に感染症の場合のガイドラインを

出してるんですが、こういうときにどう考えるかという考え方の問題なんですけど、従業員の最大40%が欠勤することも想定しておかないと駄目ですよというふうになってるんですよね。これとの関係で、24時間までの56人全員体制というのは、ちょっと計画としても厳しい部分があるので、もう少し補充できるような体制を含んでいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

人員の56人体制ということですけども、まず、今回コロナ禍でいろいろ対策をして、やはり、職員の中でコロナに感染して、休むこともありました。現在、浄水場の運転及び施設の維持管理に関しては委託をしておりますので、その委託先の企業の中で、人員の配置替えとかで対応されました。それで対応できるのではないかと考えております。実際事務組合の職員も、感染症に関しては、以前させていただきましたけども、消毒とかマスクとか、そういう形で感染症に対しては対応したいと考えております。これはあくまでも、こういう形で56人という人数が要りますよという指標になりますので、これを落とすということは考えておりません。ただ、これを確保できるような、どういう体制をとるのかというのを今後考えていきたいと思っております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

56人の内訳も通常業務が5人、災害対応業務が41人というような、そういう細かく書いてるんですけど、56人が揃わない場合のフォローの仕方をどうするのかというところまで、きちんと押さえとったほうがいいんじゃないかなという話であります。さらにその24時間以降なんんですけども、さらに様々な応急対応の分が出てきますが、不足人員が273人だとか、大体それ以降も200人前後で、人員不足が想定されてるんですけども、やっぱり先ほど言った北九州市との応援協定だと日本水道協会を通じての近隣のというそういう考え方でしかないと思うんですけど、今回の能登地震を見ましても、なかなかそういう計画を立てて訓練はしたけど思うようにいってない部分は恐らくあるんだと思うんですけど、これについての少し見解をお話しください。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

基本的に災害の規模と状況によりまして変わりますけども、災害が起きたときの最大の漏水箇所が宗像市で770箇所と出ておりますけども、それで対応するとなると、まずは数が少なければ、事務組合管内の管工事組合、設備業者で対応することになります。ただそれが、一応5班体制までしかできないということあります。最大で33班ぐらいは必要だと考えられておりますので、5班以上の場合は、応援を頼むという形で、その規模に応じた形で対応していきたいと考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

B C P の周知と訓練の問題ですけど、第 1 答弁で、訓練を平成 29 年度にしましたが、なかなかコロナ禍でできていませんということなんで、是非、計画どおり最低でも年に 1 回はきちんとすると。それと 3 年毎の職員の交代なんで、周知をどうするかというのは、より工夫が必要かなと思ってます。

最後になりますが、平成 25 年に厚生省は新水道ビジョンというのをつくっているわけですけども、厚生省自身が、災害時は、危機管理に対処するための適用力が求められます。水道事業の職員数の減少など課題も多く、広域的な水道施設の被災を想定した事故復旧体制の整備と、総合応援のネットワーク、これが本当に必要だよと、ネットワークですね、ここをきちんとやっておく必要があるということを、厚生省自身も指摘されています。そこで、やがて能登半島地震の被害の全容と教訓というのが公表されると思うんですよね。先ほど私紹介しました厚生労働省の水道ビジョン、この指摘も踏まえて、やっぱり B C P の必要な見直しはきちんとやっていくことが必要と考えますが、最後に組合長に、その点での見解をお伺いします。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

最後にということで、小項目が 1 と 2 があって、特に後段の B C P についてということでのご質問でございますけど、新しい水道ビジョンで示された、この基準というか、基づいての B C P の見直しというのは必要だと思っています。おっしゃいましたように、能登半島地震の詳細な調査が出てまいりますことも含めましてですね。ただ今回、大項目として頂いておりますように、この本組合の水道事業について、冒頭議員がおっしゃいましたこの水道法第 1 条、本当に豊富かつできるだけ廉価な、なおかつ公衆衛生と、そしてよりよい生活の改善に資するべき、この水道事業ということが水道法の第 1 条で大きく掲げられておりますので、これは常時であってもそして災害時の非常時であっても、普段に見直しもかけながら、この住民の安心安全と、そして命を守っていく、生活を守っていくための重要なインフラということで、しっかりと責任と使命感を持って、この事務組合の大きな事業の一つでありますこの水道事業を今後も展開推進してまいらなければならないと、そのように思っております。

○神谷議長

これで戸田議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とし、再開は 14 時 6 分とします。

(休憩)

○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 「第 1 号議案 専決処分の承認について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

それでは第 1 号議案について説明をいたします。議案書の 1 ページをお開きください。

第 1 号議案 専決処分の承認について

損害賠償の額について、令和 5 年 12 月 25 日付けて専決処分したので報告し承認を求める。令和 6

年2月15日提出 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

- 1 相手方については、議案書の記載のとおりです。
- 2 損害賠償の額については407万6,694円。詳細については記載のとおりです。
- 3 事故の種別 物損事故、人身事故
- 4 提案理由

高規格救急自動車の交通事故に係る損害賠償の額について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものである。

本件は高規格救急自動車の物損、人身事故に係る損害賠償についての専決処分に対する承認議案でございます。

参考に、事故の概要を記載しております。令和4年12月23日7時33分頃、宗像市三郎丸3丁目7-1前路上において、傷病者を医療機関へ搬送中の高規格救急自動車が、普通乗用車（個人タクシー）に衝突したものです。損害の賠償につきましては、当組合が加入しております保険会社、公益社団法人 全国市有物件災害共済会を通じ、相手方（代理人弁護士）と協議を行い、令和5年12月25日に示談書を取り交わしております。示談内容は、事故の責任割合は、当組合側が100%であること、損害賠償額は総額407万6,694円であることでございます。

なお、賠償額は対物対人保険により全額支払われることから、当組合としての実費の支出はありません。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

お聞きします。保険適用なので、当組合の支出はないということだったんですが、その分次年度以降に保険額が上がるということが考えられるんじゃないかなと思うんですがその点はいかがでしょうか。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

保険料については変わらないということでございます。

○神谷議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第1号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6「第2号議案 宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第2号議案について説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。

第2号議案 宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

次に、提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

それでは内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。2-3ページをお開きください。

会計年度任用職員の勤勉手当を支給するに当たり、宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第3条第1項中及び第7条第3項第2号中に「勤勉手当」を加えております。新たに勤勉手当について定めた第11条を加えております。第11条を加えたことにより、以後の条文が繰下げとなっております。2-4から2-5ページをお開きください。

令和5年第4回臨時会で議決を頂きました宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（令和5年宗像地区事務組合条例第10号）を改正いたします。これは先ほど説明しました、勤勉手当について定めた条文と同様に、会計年度任用職員の期末手当についても現状の運用に沿って支給者を明確化し、分かりやすく条例に示すため改正するものでございます。第10条第1項では、手当の支給対象者や基礎額について明確化したものとなります。同条第2項では、手当の支給要件である任用期間における同一年度内の任期の合算、第3項では、前年度との任期の合算について明確化したものとなります。

なお、この会計年度任用職員に勤勉手当を支給する議案は、両構成市におかれましては、12月議会で議決済みとなっております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので討論を終結します。

これより、第2号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7「第3号議案 宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第3号議案について説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。

第3号議案 宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
上記の条例案を次のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

次に、提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

それでは、内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。3-2ページをお開きください。

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例第7条第2項中「（地方公務員法第2条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削除するものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第3号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8「第4号議案 宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第4号議案について説明をいたします。議案書の4ページをお開きください。

第4号議案 宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

提案理由。地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める手数料標準額の一部改正に伴い、宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

それでは、主な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。4-2から4-3、4-4ページをお開きください。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令第11条の規定に基づく、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査について、危険物の貯蔵最大数量に応じて定める手数料の額を改正するものでございます。それぞれの手数料が増額になっているのをご参照ください。

この条例の施行日は令和6年4月1日となります。宗像市及び福津市において該当施設はありません。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第4号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9「第5号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第5号議案について説明をいたします。議案書の5ページをお開きください。

第5号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
上記の条例案を次のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁
提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは内容につきまして新旧対照表により説明いたします。5-2ページをお開きください。

第11条中「243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正いたします。これは地方自治法の一部改正に伴い、参照する条文が条ずれをしたためでございます。

以上で第5号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10「第6号議案 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第6号議案について説明をいたします。議案書の6ページをお開きください。

第6号議案 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁
提案理由。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第

36号)が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

今回の条例改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることが主な要因となります。今回の改正により、厚生労働大臣が所管している水質または衛生に関する水道整備・管理行政については、環境省に移管することとなり、これ以外の水道整備・管理行政については、国土交通省に移管することとなります。なお、今回の改正は、3件の条例が対象でございます。

6-2ページの新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正欄になります。

はじめに、宗像地区事務組合水道給水条例の一部改正でございます。第39条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

次に、宗像地区事務組合布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正です。第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。6-3ページをご覧ください。

最後に、宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例の一部改正でございます。第39条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

なお、改正条例の施行は令和6年4月1日を予定しております。

以上で第6号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第6号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11「第7号議案 令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第7号議案を説明いたします。議案書の7ページをお開きください。

第7号議案 令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第7号)について

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

まず、今回の補正予算の概要につきまして4点ほど申し上げたいと思います。1点目は、文書管理システム導入に向けた計画変更に伴う減額補正とその財源である関係市負担金の減額補正でございます。2点目についてでございますが、消防費の庁舎施設維持管理費において、燃料費の高騰などによる増額補正と、その財源である関係市負担金の増額補正でございます。3点目は、消防事業の消防本部庁舎等更新事業費、消防車両維持管理事業費について、事業の進捗状況に伴い関連する事業費の繰越しに係る補正でございます。4点目についてでございますが、債務負担行為の補正です。令和5年度内に契約手続を開始する業務について追加するとともに、既に債務負担行為を設定しているし尿処理場撤去事業について、その限度額を減額するものでございます。

では、補正予算の説明に入ります。10ページの一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ25億8,016万8,000円とするものでございます。

2ページ3ページをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金は、補正前の額18億8,256万8,000円から5万1,000円を減額し、18億8,251万7,000円とするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費は補正前の額4,151万6,000円から、97万6,000円を減額し、4,054万円とするものでございます。4款消防費は、補正前の額22億1,795万4,000円に92万5,000円を増額し、22億1,887万9,000円とするものでございます。

それぞれの補正内容につきましては、後ほど事項別明細書に沿って説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。4款消防費 1項消防費の消防本部庁舎等更新事業費、2億9,261万3,000円を繰り越すものでございます。修正設計業務に時間を要したことから、建築工事の入札を3月に行うこととなり、工事請負費及び施工監理委託料の事業を繰越しいたします。なお、建築工事は令和7年5月末までを予定しており、新庁舎への移転スケジュールについては、変更はございません。

また、消防車両維持管理事業費につきましては、資機材搬送車の購入費1,982万8,000円を繰り越すこととしておりましたが、当該車両に搭載する無線機等の載せ替え委託料131万3,000円について、新たに追加するものでございます。

次に5ページ、第3表 債務負担行為補正でございます。文書管理システム使用料については、システム構築に約6か月かかり、できるだけ早期に取りかかる必要があることから、記載のとおりの額を債務負担行為として計上しております。

また、し尿処理場撤去費については、補正予算（第3号）で設計額によって限度額を計上しておりましたが、解体工事等に係る契約を締結したため、限度額を1億8,250万減額するものでございます。

次に、事項別明細書により、補正内容について説明をいたします。10ページ11ページをお開きください。

1款分担金及び負担金 2目総務費負担金において、補正前の額3,698万2,000円から97万6,000円を減額し、3,600万6,000円とするものでございます。宗像市の負担金が55万5,000円減の2,049万8,000円、福津市の負担金が42万1,000円減の1,550万8,000円としております。同じく1款4目消防費負担金において、補正前の額16億9,206万1,000円に92万5,000円を増額し、16億9,298万6,000円とするものでございます。宗像市の負担金が53万1,000円増の9億7,208万8,000円、福津市の負担金が39万4,000円増の7億2,089万8,000円としております。

続きまして歳入の説明に入ります。12ページ、13ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は 97 万 6,000 円を減額しています。13 ページ説明欄の上段、細目 3 総務一般事務費の 12 節委託料を 21 万 7,000 円、13 節使用料及び賃借料を 75 万 9,000 円減額しています。これらは、文書管理システムの更新に当たり、計画を変更したことによるものでございます。

4 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費は 92 万 5,000 円を増額しています。13 ページ説明欄の下段、細目 5 庁舎施設維持管理費の 10 節需用費を、燃料費の高騰により、庁舎燃料費を 14 万 8,000 円、光熱水費を 77 万 7,000 円それぞれ増額しています。

以上で、令和 5 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

ご丁寧な説明ありがとうございました。少し確認の意味も込めて質問をさせていただきたいと思います。まず一つ目は、4 ページの繰越明許費補正のところですけれども、消防本部の庁舎更新事業費 2 億 9,200 万強が計上されておりますけども、これは令和 5 年度の当初予算で 7 億 5,000 万強の債務負担行為が上がっておりまして、そのうちに、令和 5 年度に本来はやろうとした事業の予定ですけども、これが 3 億 6,700 万強ありましたので、それと恐らく足したもののが今回令和 6 年度に事業をするということだろうと思うんですけども、この約 3 億 6,700 万強の内容について、どういった内容を予定されておったのか、お伺いしたいと思います。

○神谷議長

川嶋参事兼総務係長。

○川嶋参事兼総務係長

まず、令和 5 年度の予算の内訳からご説明します。予算総額は 3 億 6,774 万 6,000 円を計上しておりました。この中でまずは 12 節、委託料でございます。1,250 万。これの内訳になります。施工管理が 250 万。福津消防署の建設に携わる施行管理で 250 万円。修正設計で 1,000 万円計上させていただいておりました。工事請負費用 3 億 5,511 万 3,000 円を計上させたいただいておりました。

このうち福津消防署の建設に関しまして 2 億 9,011 万 3,000 円、福津消防署の造成工事で 5,000 万円計上しております。それから大島分遣所の改修工事になります。こちらが 1,500 万円計上させていただいておりました。今回の繰越でございますけど、修正設計が遅れたということになりますが、福津消防署の建設工事、それと建築工事の施工管理、これを全額繰り越しさせていただいているという内容になっております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございました。確認ですが、その予算の中で大島分遣所は確か 12 月にもう工事が終わったというふうに私は理解しております。その確認が一つと、それとこの 2 月 1 日付の入札公告がありまして、福津消防署の建築工事ですけど、これが予定価格 6 億 4,869 万円ですね。それで工期が令和 7 年 5 月 30 日までということで、ジョイントベンチャーなわけですけれども、代表構成員としては、建築一式工事の総合評定値、いわゆる俗に言う経審点だろうと思いますけども、これが 900 点以

上のものということ。それから今度は子供である構成員ですけど、これが、宗像市、福津市に本店支店営業所等がある。地場企業のジョイントベンチャーで、制限付一般競争入札ということでは公告されてるわけですね。それで、実はこの入札公告中には、いわゆる等級、AランクBランクCランクといいますが、ランクのことが記載はされておりません。それで、地場企業同士の組合せでも、提案することが可能かどうかということをまず1点お伺いしたいと思います。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

今議員、言われたとおり地場でのJVは可能でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございます。それで少し細部に、いいですか。

○神谷議長

大島のことを質問されたのでその答弁をさせてください、とのことです。

○神谷議長

川嶋参事兼総務係長。

○川嶋参事兼総務係長

大島分遣所に関しましては12月末ぐらいでですね、完成しております。以上です。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

失礼しました。それで少し細部にお伺いしたいわけですけれども、宗像市及び福津市の競争入札参加資格等の規定というのがあります。もちろん、この宗像地区にも同じような内容のものが規定はあるんですけども、ただ、宗像地区事務組合とすれば、今まで福津市、また宗像市のいろいろな仕組み規定等々を準拠するというのが、通常であります。それで、この等級別格付、及び標準請負工事金額があります。いわゆるランク別にAランクBランクCランクとかいうことで、Bランクは幾らぐらいまでの、いわゆる請負金額ができますよっていう、こういった規定ですけども、これが実はですね、宗像市と福津市では異なっているんです。具体的に言いますと宗像市は4億円未満、Bランクだったら地場企業ということはもうAランクはいませんので、Bランクだろうと思いますけども、宗像市であれば4億円未満、しかしながら福津市のほうは、3億円未満というふうに規定をされております。ですから、仮の話になりますけれども、宗像市をのけた福津市の組合せは現実的には難しいんじゃないかと。でも、3億円未満ということで、Aの会社とBの会社が、合わせても6億に足りませんから、実際今度は予定価格が約6億5,000万ですので、そういう組合せはできないというふうに私は考えているんですけども。そうしますと、福津市以外の、宗像市も入るか分からんし、古賀市とか、また福岡市とかですね、福津市さん以外の事業者さんで条件を満たして

るところが、代表構成員、俗に親ですね。そして、地元の福津市さんのはうが、業者さんがBランクの業者さんが、要は俗にいう子、構成員と言いますけども、そういう組合せにジョイントベンチャーとしてなるんではなかろうかという、これ私の推測ですけども、それについてはいかがでしょうか。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

次長の楠でございます。今、説明していただいたとおりの形にはなるんではないかなと思ってますが、今、経審点と言われるところ900点というところでお示しさせていただいたのは、おっしゃるとおり地場産業の育成の観点から、十分に900点以上あれば、今の消防二階建てのRCは可能であろうと。それから、特定建設業の許可を持っていることというのを条件にしてます。なので、一般でありますと、許可を受けてらっしゃる業者であれば、500万円以上の工事については、上限なく受注できるということで法律上は提起してありますので、うちとしては900点以上持つて地場産業も、参入できるもちろん以上なので今おっしゃったような、当然市外のAプラス、市内のいわゆる宗像地区のBの組合せも当然ありますと想います。という観点から今回の項目は出させていただいております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

この辺はですね非常に入札関係が少し詳しい方じゃないと理解なかなかいただけないかと思ってるんですけども、私は宗像市は、こういう、ランク別の請負金額ですね、これについては非常にきっちりと、私も議会の中で物申して、実は令和2年の3月議会で。それまでは宗像市でも同じように3億円未満までだったんです、Bランクは。しかしながらいろんな建設業の社長さん等と話をするときに、30年間変わらないよと、この仕組みは、しかしながら実はもう物価がどんどん今上がつてると資機材も。そうすると、少し大きい予定金額の物件があったとしても、宗像市は何も手を挙げることができないと。こういう実態があるんだということを教えていただきました。そこで私が令和2年の3月議会で一般質問をしまして、半年後に、令和2年の9月議会で、私が提案したことを、5億円ほどどうだという話を提案したんだけども、折衷案で4億円未満という形になった経緯がございます。宗像市は非常にその辺、意識をして、入札等はやってると思っております。しかしながら、福津市さんも同じような要件であれば、いわゆる3億円未満ということで規定しておりますので、ここは結構厳しく発注者側も根拠を持って、発注をしないと、後々いろいろな難しい問題が起こる可能性もありますので、それは、しっかりしていただきたいということを思っているんですけども。質問ですから、いかがでしょうか。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

実は発注公告の際には宗像市のはうにも相談をさせていただいたり、両構成市が持ちます運用の要綱等を見せていただいて、今、石松議員がおっしゃったとおりのことが書いてありました。しかしながらこの運用要綱の中でうたってあって、それぞれの構成市の考え方で準拠するというのはあ

るんですけども、我々としても、その辺はちょっと考慮した上での話ではあるんですけど、一応、地場産業の育成というところを重視した上で、経審点を900点として出させていただいてます。今後またこういうことがまた建築の際も出てくると思いますんで、今のところ2社のほうでしますけど、3社とかでの検討が必要になるんではないかとは思っております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ジョイントベンチャーで今、2社で入札公告出しているわけですよね。それを3社でとかいうことはですね、今回の案件に関してはあり得ないわけですよね。それともう一つはその条件が幾つか条件があるんですけども、経審点の900点以上というのは一つあります。しかしながら、実際に地場企業育成、私もいつも地場企業育成をお願いしますということを言ってますので、それは当然のことなんですけれども、しかしながら、福津市さんの規定を見ますと、Bランクだったら3億円未満の仕事しか受けられないようなことになってるわけです、今現在が。だから私はそこを危惧して、二つ足しても6億円未満だから、今回の予定価格に足りませんよと。それをどういう形で根拠立ててやろうと考えているのかということですね。老婆心ながら私は聞いてるわけです。

○神谷議長

石松議員、質問が長くなっていますので簡潔に。質問は3回までしかできませんので、最後の質問でよろしいですか。楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

ありがとうございます。今おっしゃった件につきましては、法律上の話をさせていただくと、特定建設業の許可を持っていれば500万以上の分については上限なく受けることができるという表示、それと地場産業の育成をもとに、うちには今のところ運用要綱というのは定めてないんですけども、今回の発注についてはそういう形で出させていただいております。

○神谷議長

ほかにございませんか。ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第7号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(なしの声)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 「第8号議案 令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第8号議案を説明いたします。議案書の8ページをお開きください。

第8号議案 令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控え等により減少していた診療収入が回復しており、当初予算額を上回ったため、当該額を増額するとともに、見合う両構成市の経常費負担金から減額するものでございます。次ページ、急患センター事業特別会計補正予算書（第2号）1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正是歳入予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はありません。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。1款診療収入 1項診療収入 1目外来収入は、補正前の額7,903万5,000円に対し、5,183万9,000円を増額し、1億3,087万4,000円としております。内訳としましては、1節診療報酬収入、4,354万2,000円、2節一部負担金収入現年分を829万7,000円増額しております。これはコロナ禍による受診控え等により大幅に減少していた受診者数が、新型コロナウイルス感染症が5類に引下げられた後、徐々に回復しており、それに伴って診療収入が増加したことによるものでございます。また、2款分担金及び負担金 1項負担金 1目経常費負担金は、補正前の額1億4,783万7,000円から、5,183万9,000円を増額し、9,599万8,000円としております。1款診療収入が増額となったことに伴い、その見合った額を減額するものでございます。内訳としましては、宗像市負担金を3,074万3,000円、福津市負担金を2,109万6,000円減額しております。

以上で令和5年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第8号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(なしの声)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第9号議案「令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第9号議案について説明をいたします。議案書の9ページをお開きください。

第9号議案 令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）について

令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第3号を別紙のとおり提出する。令和6年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。まず、第2条につきまして、収益的収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益を1,087万円増額、第2項営業外収益を1,151万2,000円減額し、水道事業収益合計で36億3,908万3,000円とするものでございます。また、収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を1,400万円減額し、水道事業費用合計で32億3,560万2,000円とするものでございます。第3条につきましては、資本的収入の第1款資本的収入、第2項負担金及び2寄附金を898万2,000円増額し、資本的収入合計で2億9,633万円とするものでございます。また、資本的支出の第1款資本的支出、第1項一般改良費を1億353万2,000円、第2項拡張事業費を4,300万円減額し、資本的支出合計で21億3,500万6,000円とするものでございます。第4条につきましては、債務負担行為に3ページの第1表、債務負担行為補正の内容を追加するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額12億7,837万2,000円、水道事業変更認可申請書作成業務委託の限度額1,830万4,000円ほか3件でございます。水道事業変更認可申請書作成業務委託は、令和6年度に給水区域の拡張と、1日最大給水量の増加を目的として許可変更申請を予定しており、できるだけ早期に変更許可申請書作成に取りかかる必要があることから、その他はいずれも令和6年4月1日から業務を開始するために、本年度中に契約が必要となるものでございます。第5条につきましては、棚卸資産購入限度額を1,530万円減額し、1億5,681万7,000円とするものでございます。入札等により執行残が見込まれるため、減額するものでございます。

6ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書を掲載しています。1番上の当期純利益は2億5,842万1,740円、1番下の資金期末残高は54億4,971万6,352円の予定でございます。

次に、事項別明細書に沿って、主な補正内容をご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。収益的収入、1款1項営業収益、1目1節水道使用料は、当初予算の見込みより多くの使用料収入が見込めることから、2,400万円を増額し、28億5,772万5,000円とするものでございます。主に宗像地区、津屋崎地区において水需要が当初の見込みを上回ったためでございます。2目1節受益工事収益は1,100万円を減額し1,400万円とするもので、収益的支出の受託工事費を減額することに対応するものでございます。3目3節他会計負担金は213万円を減額し、282万円とするもので、関係市の負担となる消火栓の修繕費用が、当初の見込みを下回ったため減額するものでございます。2項営業外収益、3目1節水道利用加入金は、420万8,000円を増額し、1億2,585万7,000円とするもので、福津市域において想定を上回る申請件数が見込まれるものでございます。4目1節不用品売却収益は70万円を増額し、116万2,000円とするもので、使用済み量水器が、当初見込みより高く売却できたためでございます。5目1節消費税還付金は1,642万円を減額し、2,315万円とするもので、補正による収入支出構成の変動に伴うものでございます。次に、収益的支出の1款1項営業費用、1目原水及び浄水費、15節委託料は1,200万円を減額し、4億2,590万5,000円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち、動力費を減額するもので、電気ガス価格激変緩和対策による国の補助があり、価格が抑えられたためでございます。2目配水及び給水費、15節委託料は900万円を増額し、3億6,924万7,000円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち、修繕費を増額するもので、福津市の道路工事に伴い、弁蓋調整の要請があり、当初の見込みを上回

るためでございます。3目受託工事費、22節工事請負費は1,100万円を減額し、1,400万円とするもので、水道工事とあわせて行う舗装工事費の減少によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。資本的収入の1款2項負担金及び寄附金、1目1節負担金は898万2,000円を増額し、2,076万2,000円とするものでございます。これは国庫補助事業の執行残を使って工事を前倒しした結果、関係市の負担となる、消火栓取り替えが増加したものでございます。資本的支出の1款1項一般改良費、1目貯水施設22節工事請負費は1,765万円を減額し、599万4,000円とするもの。4目浄水施設費、15節委託料は350万円を減額し、219万8,000円とするもの。22節工事請負費は5,065万5,000円を減額し、5億3,791万3,000円とするもの。5目送水施設費、22節工事請負費は、3,172万7,000円を減額し4,391万円とするもので、債務負担行為による次年度までの契約において、当年度の支払いが発生しなかったため、また入札等により執行残が見込まれるため、減額するものでございます。2項拡張事業費、1目施設整備費、22節工事請負費は、4,000万円を減額し、5,617万5,000円とするもの。3目事務費、15節委託料は300万円を減額し、1,548万円とするもので、新規の布設申込みが当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第9号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 第10号議案「令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第10号議案を説明いたします。議案書の10ページをお開きください。

第10号議案 令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和6年2月15日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

本木簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。まず、第2条につきましては、収益的収入の1款簡易水道事業収益、2項営業外収益を34万円減額して、簡易水道事業収益合計で2,513万4,000円とするものでございます。第3条につきましては、資本的収入の1款1項企業債を380万円減額、2項負担金及び寄附金を33万4,000円減額して、資本的収入合計で3,742万6,000円とするものでございます。また、資本的支出の1款1項建設改良費を406万円減額して、資本的支出合計で3,974万1,000円とするものでございます。第4条につきましては、債務負担行為を設定するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額は780万7,000円、水道賠償責任保険の限度額は7,000円で、いずれも令和6年4月1日からの業務を開始するために、本年度中に、契約が必要となるものでございます。第5条につきましては、福津市からの補助金額を1,246万3,000円に補正するものでございます。

次に4ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書でございます。1番上の当期純利益は442円、1番下の資金期末残高は624万3,380円の予定でございます。

次に、事項別明細書に沿って今回の補正内容をご説明いたします。8ページ9ページをお開きください。収益的収入の1款2項営業外収益、5目消費税還付金は補正による収入支出構成の変動に伴い、34万円減額して、228万円とするものでございます。中段、資本的収入の1款1項企業債は380万円を減額して、2,940万円とするもの。2項負担金及び寄附金は33万4,000円を減額して、606万6,000円とするものでございます。これらは起債対象事業費及び福津市の負担となる消火栓等の設置工事費が確定したことによるものでございます。下段、資本的支出の1款1項建設改良費は406万円を減額して3,555万4,000円とするものでございます。福津市下水道と共に設で行っている配水管更新工事の負担額が確定したことによるものでございます。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第10号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第10号議案は原案のとおり可決されました。
会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開を15時16分からとします。

(休憩)

○神谷議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15 第 11 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題とします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 11 号議案について説明いたします。議案書の 11 ページをお開きください。

第 11 号議案 令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計予算について

令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。令和 6 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

内容につきましては、議長の楠が説明いたします。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

次長の楠でございます。内容の説明については、私のほうからさせていただきます。それでは別冊の予算書にて説明をさせていただきます。

最初に 1 ページをお開きください。歳入歳出予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 2,270 万円と定めるものでございます。前年度当該予算に比べ 1 億 3,559 万 1,000 円の増額しております。

第 2 条は地方債でございます。4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債の表でございます。起債の目的、限度額等を表示しております。消防救急デジタル無線設備共同更新整備、福津消防署の庁舎等更新事業、し尿処理場撤去事業を計上し、限度額は合計 6 億 1,830 万円としております。

少し飛びますが次に 10 ページ 11 ページをお願いします。歳入でございます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金は、前年度比 898 万 6,000 円を増額し、19 億 4,053 万 3,000 円を計上しております。宗像市の負担金総額は、前年度比 9,669 万 2,000 円の増、11 億 4,575 万 8,000 円、福津市の負担金の総額は前年度比、8,770 万 6,000 円の減の 7 億 9,477 万 5,000 円としております。構成市の負担金総額の主な増減理由は、3 目衛生費負担金のうち、1 節清掃費負担金が、宗像市、福津ともに皆減となつたこと。2 節清掃施設撤去費負担金の宗像市負担金を 1 億 959 万 8,000 円、福津市負担金を 2,515 万 1,000 円、それぞれ新たに計上しておることによるものでございます。

続きまして 12 ページ、13 ページをお願いいたします。中段、7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、前年度比 178 万 1,000 円を増額し、2,785 万 9,000 円を計上しております。主な増減理由は、通信指令業務の共同運用に係る福岡都市圏共同事業基金助成金が、対前年度比 451 万円の増額となつたためございます。続いて 8 款組合費は前年度比 9,780 万円を増額し、6 億 1,830 万円を計上しております。消防の消防救急デジタル無線設備共同更新整備、福津消防署の庁舎等更新事業及びし尿処理場撤去事業に係る財源でございます。

続きまして 14 ページ、15 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款議会費につきましては前年度比 222 万 1,000 円増の 404 万 8,000 円を計上しております。主な増額理由は、15 ページ説明欄上段、細目 2 議会事務運営費の 8 節旅費におきまして、6 年度の県外視察研修に係る費用弁償及び普通旅費を計上していること、また、17 節備品購入費におきまして、議会用音響設備の更新のため 42 万 9,000 円を計上していることによるものでございます。次に 2 款、総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、前年度比 1,399 万 2,000 円を増額し、4,919 万 1,000 円を計上しております。主な増減理由は細目 3 総務一般事務費、次ページの 16 ページ、17 ページをお願いいたします。17 ページ、説明欄上段、11 節役務費におきまして、振込手数料、32 万 3,000 円を新たに計上しております。

す。これは令和 6 年 10 月から振り込み等の際、金融機関に対しまして手数料を支払う必要が生じたためでございます。また 13 節使用料及び賃借料におきまして、文書管理システム使用料 243 万円を新たに計上したこと、そして、18 節負担金及び補助金及び交付金のうち、派遣職員負担金が 984 万 5,000 円増額となったことによるものでございます。この派遣職員負担金につきましては、前年度まで 3 款衛生費、2 項清掃費に計上しておりましたが、そのうち 1 名分を総務費に振り替えて計上しているものでございます。次に下段の 2 款総務費、1 項総務管理費、2 目文書広報費は、前年度比 209 万 7,000 円を減額し、150 万 4,000 円を計上しております。主な減額理由は、17 ページ説明欄下段、12 節委託料におきまして、ホームページリニューアル業務委託 222 万 8,000 円が皆減したことによるものです。

次に、18 ページ、19 ページをお願いいたします。上段の 2 款総務費、1 項総務管理費、3 目、財産管理費は、前年度比 58 万円を増額し、239 万 1,000 円を計上しております。主な増額理由は、細目 1 財産管理費、10 節需用費におきまして、旧急患センターの雨漏り対策として修繕費を 39 万 3,000 円増額したこと、26 節公課費を 9 万 7,000 円計上したことによるものでございます。この公課費は前年度 3 款衛生費にて計上していた予算、汚染負荷量賦課金を総務費に振り替えたものでございます。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。中段、3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費は、前年度比 3 億 1,049 万 4,000 円を増額し、4 億 5,294 万 4,000 円を計上しております。し尿処理場につきましては令和 6 年 3 月で操業を停止し、4 月から解体工事にかかることから、細目 3 し尿処理場管理運営事業は皆減となり、細目 4 し尿処理場撤去事業が前年度比 4 億 4,952 万 6,000 円の増額となっております。なお、解体工事費につきましては、令和 7 年 6 月に完了の予定でございます。

続きまして、4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、前年度比 1 億 7,030 万円の減額で、19 億 5,883 万円を計上しております。経費の主な内容でございます。まず、23 ページの説明欄中段の細目 1 職員人件費は、前年度比 4,353 万 4,000 円増の 13 億 301 万 2,000 円を計上しております。令和 6 年度は、職員 145 人、暫定再任用職員 6 人の 151 人体制を予定しております。

続きまして、24 ページ、25 ページをお願いいたします。説明欄上段、細目 3、職員人件、職員人事管理費は前年度比 800 万 1,000 円増の 2,606 万 9,000 円を計上しております。育児休業職員の代替として、会計年度任用職員を任用すること、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが主な増額理由でございます。

次に少しページが飛びますけれども、30 ページ、31 ページをお願いします。説明欄上段の細目 11 消防車両維持管理事業費は、前年度比 6,797 万円減の 1,591 万 9,000 円を計上しております。主な減額理由としましては、令和 5 年度は 12 節委託料におきまして、梯子車等の保守点検料 4,750 万 5,000 円、17 節備品購入費におきまして資機材搬送車の購入費 1,982 万 8,000 円を計上しておりましたが、これらが皆減したことによるものでございます。同じく、31 ページの説明欄中段の細目 12 通信機器整備事業費につきましては、前年度比 1 億 9,305 万 3,000 円減の 1 億 1,596 万 4,000 円を計上しております。主な減額理由は、12 節委託料におきまして、消防指令管制情報システムの中間更新委託料 1 億 8,837 万 8,000 円と、消防救急デジタル無線設備更新の共同整備に伴う基本設計業務委託料等 363 万 4,000 円を計上しておりましたがこれらが皆減したことによるものでございます。

次にページがまた少し飛びますが、34 ページ、35 ページをお願いいたします。細目 20 消防本部庁舎等更新事業費につきましては、前年度比 3,293 万 1,000 円増の 4 億 67 万 7,000 円を計上しております。福津消防署の整備に向けては、12 節委託料に 2,266 万 6,000 円、14 節工事請負費に 3 億 7,751 万 6,000 円を計上しております。次に 34 ページ中段、5 款公債費は、消防部門における通信機器等の施設整備や消防車両等の購入のために、借り入れた組合費の償還元金と利息でございます。前年度比 2,151 万 3,000 円減で、1 億 3,091 万 4,000 円を計上しております。

以上で、第 11 号議案 令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

これより本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。豆田議員。

○豆田議員

予算書 51 ページ。先ほど、差し替えだったんですけど、差し替えするというだけで理由とか、説明がなかったのでそのところをお願いします。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

それでは差し替え前の文書と差し替え文書を見ながら、ご説明申し上げます。

まず、1 行目の庁舎清掃委託でございます。差し替え前の金額が間違えておりまして、これは本当に単純ミスでございます。差し替え前の令和 6 年度支出予定額が 368,135 となっておりますが、こちら今度差し替えてる 301 ということで、単純なミスでございます。チェックミスでもございます。また、令和 7 年度支出予定額が、今の時点で 89,534 となっておりますが、今回差し替えをお願いしております 346 の間違いということになります。それと 2 段目の庁舎清掃委託ですね、こちらにつきましても、令和 6 年度支出予定額が 368,135 と、1 段目と同じ数字が入っておりますがこちらも、単純なミスでございます。今回差し替えた 2,474 が正しい数字と、それと、令和 7 年度支出予定額につきましても、差し替え前が 89,534 ですが、2,848 ですね。それから先ほど 1 段目のときにも、説明が抜けてました。地方債のところに 380,200 という数字が入ってると思います。1 段目 2 段目、こちらについても、間違いでございましたので、本日差し替えをお願いしております。単純なチェックミスで申し訳ございませんでした。

○神谷議長

豆田議員。

○豆田議員

この表って、補正予算のところにあります一般会計補正予算第 7 号の 15 ページの表から、続き、ということだと思うんですけども、ここに出て出ている 3 億 6,813 万 5,000 円だとか 8,953 万 4,000 円という数字が全然前のところにもないものであって、どこから來た数字なのかなというのを大変疑問に思います。単純ミスということであれば前の表から、ミスした、転記ミスっていうことはあると思うんですけども、全く違う数字が来ているのでそこはとても理解ができませんが、どういうことでしょうか。

○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

○吉田主幹兼企画財政係長

このたびは修正等がございまして誠に申し訳ございませんでした。先ほど、ご可決を頂きました一般会計補正予算補正予算第 7 号の 15 ページからの分で、数字が異なっている部分についてなんですけれども、こちら、令和 5 年度の補正予算第 7 号の 14 ページ 15 ページにつきましては、令和 5 年度の予算のタイミングでの数字でございます。令和 6 年度以降の支出限度額自体は、変わっておりません。見比べていただきますと、令和 5 年度の補正予算と令和 6 年度の当初予算の調書につきましてそれぞれの項目につきまして限度額及び期間については変更ございませんで、令和 5 年度の補正予算

上の令和 5 年度以降の支出予定額中で、5 年度支出予定額と令和 6 年度の令和 5 年度末までの支出見込額、こちらについても同様の数字でございます。で、令和 5 年度の一般会計補正予算書中の令和 6 年度以降の支出予定額につきまして、令和 6 年度の当初予算におきまして令和 6 年度の支出予定額と、令和 7 年度以降の支出予定額に振り分けをして入れているというものです。

○神谷議長

よろしいですか。豆田議員。

○豆田議長

はい、どこが間違えたかというのは分かってるんです。出された金額は 3 億 6,813 万 5,000 円だとか 8 億 9,053 万 4,000 円だとか、そこを私は聞いたつもりだったんですけど。

○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

○吉田主幹兼企画財政係長

間違っているものの数字がどこから持つてこられたかということでございますね。申し訳ございません。そちらにつきましては令和 5 年度の当初予算のタイミングで作っていた資料からの単純な修正ミスでございます。申し訳ございません。

○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。石松議員。

○石松議員

私はですね、ページで言ったら、10 ページと 11 ページの 3 目の衛生費負担金の箇所について質問させていただきたいと思っております。ここはいわゆる清掃施設撤去費の負担金が、1 億 3,474 万 9,000 円と記載されております。宗像市の負担金と福津市の負担金の割合がここに示しておるように、宗像市が 1 億 959 万 8,000 円、福津市さんが 2,515 万 1,000 円、というふうに記載をされているんですが、私の認識では、この投入量は福津市さんが圧倒的に多い。宗像市よりも、それでこの規約等を見ていましたら、こういうふうになってるんです。均等割が 3 割で、投入量割が 7 割と。いうことでまた、この投入量はどこで計算するかというたら、直近ではなくて投入量は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで投入、つまり平成 22 年度の投入量をもって、案分するというふうに書いてるんですね。ところが、これは福津市さんもそうでしょうが、宗像市議会も、昨年の 12 月議会で、この組合議会の組合のいわゆる規約の変更について修正がありました。それを見ると公債費が発生した場合の分賦金の割合は、関係市の協議により定めるというふうに書いてあるんですね。これは詳しいことは説明されておりませんで、どのような関係市等で協議がされたのか、その根拠を示していただきたいということが質問です。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

今、石松議員さんがおっしゃったように構成市は議会で規約改正の議案を可決していただき、我々のところは県のほうにそれを提出した後に、中の内容を変えていくような予定です。で、ここに見えてるのが、宗像市が 1 億 959 万 8,000 円に対してやっぱり少ないと。本来令和 6 年度における

総事業費についてはですね、4億5,304万4,000円となっております。そのうちの福津市の負担金が実は、3億3,514万5,700円でございます。そのうち単費で支払える福津市負担分が2,515万15万700円ですが、あと残りのですね、2億数千万ほど13ページの1番下を見ていただきますと衛生費のし尿処理撤去事業（公共施設等適正管理推進事業費）いわゆる除却債と言われるもの福津市分で借りて支払う、その額が2億8,640万円となっております。合わせますと、福津市負担分が3億3,514万5,700円、宗像市分が1億1,898万3,000円でその内訳については、議員さんが冒頭におっしゃったとおり3割と7割してるので投入割のほうがですね22年度の割合で、宗像市が26%、福津市が74%となっております。その結果、こういうふうな内容になっております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

今、事務局次長が答弁されたことはですね、私が質問する前に冒頭でですね、やっぱりその辺はきっちり説明をすべきではなかったかと指摘をしておきたいと思います。でなかったら私が質問しなかったら何もなく左から見ると、これは通過しているわけですね。だから私は重ねて確認しますけれども、ここの衛生債ですか、し尿処理場の撤去事業債というか、2億8,640万は、これは組合では借りるけれども、実は全額が宗像市じゃなくて福津市は全部補填するよと。そのような理解でよろしいでしょうか。これは総額が確か11億円強ありましたので、これだけの借金で済むことなんですか。それもまた次年度、令和7年度も新たにまた借金をすると組合債をつくると。そのときも同じように福津市さんは全額その分は返済すると、表向きは組合債になっておるけれども、内情は福津市さんの負担ですよ、ということになるわけですね。確認です。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

はい、今、議員が言われたように、し尿処理場の撤去事業のこの衛生債というのはですね、福津市分しか借りません。宗像市は一般財源でお支払いするということですので、こちらについては全て福津市の方の支払いとなります。

○神谷議長

よろしいでしょうか。石松議員。

○石松議員

分かりました。よろしくお願ひしておきます。次はページが22から23ページなんですけれども、その真ん中のところの衛生費、3款2項1目のところです。ここでは、令和6年度のし尿処理場の撤去事業としてここに計上されてますように、4億5,294万4,000円が計上されております。そして、一方で、令和5年度の債務負担行為、事業全体としては11億5,451万7,000円が既に計上されています。それで、私が聞きたいのは、令和6年度の全体の事業の中の、これは今さっきおっしゃったように令和6年の4月から令和7年の6月まで、14か月の中だというふうにおっしゃったと思いますけども、この令和6年度は12か月しかありません。その12か月の中で、4億5,200万強を活用するわけですから、どういった事業なのか。それとまた残りの、7億157万3,000円が残りなんですが、これが令和7年度の事業に当たるかと思いますけれども、どのような内容なのか、仕分けをして教えてください。

○神谷議長

大峰施設係長。

○大峰施設係長

経営施設課の大峰と申します。よろしくお願いします。浄化センターの解体工事の簡単な事業内容とスケジュールを少しご説明申し上げたいと思います。主な内容といたしましては、まず浄化センター建物の解体ですとか、横の調整池の埋立てですとか、あとは外部になりますと、井戸ポンプから浄化センターに向かって埋設されております配管の撤去、撤去後の舗装工事だったり、そういったところが主な内容として、させていただく予定にしておるんですけども、まず今年の5月から、最初にどんなことをしますかといいますと、浄化センターの建物のダイオキシン調査であったり、アスベスト調査にかかりまして、それから建物自体の解体から埋め戻しまでをおおむね大体来年の令和7年度4月末ぐらいまでを想定をしております。これが1番大きなものになるのかなど。それから、調整池の埋め戻しについてですけれども、時間があきまして、令和6年度の10月ぐらいから、着手する予定としております。これにつきましても、自体の埋め戻しまでが終わる想定が今のところ令和7年の4月末ぐらいというふうに考えてます。あと大きなところで言いますと、先ほど説明いたしました埋設管の撤去とか、そういったところはこれから地元等自治会の方と、どうしても農繁期っていうのもありますので、いつ頃どういったタイミングで、どのルート入っていいかというところをこれから協議をしていって、決めていくということにしておりますけれども、一応今回のその年度の事業費の割り振りにつきましては、当初契約のときに、事業者のはうから新たに工事工程が出てきておりますのでそれを参考にさせていただいて、振り分けをさせていただいているという状況でございます。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。中村議員。

○中村議員

14番中村清隆です。31ページ、消防費の下から6行目ですかね、委託料の中で、各種自動車免許取得委託料、船舶免許、それから小型クレーンとかありますけども、まず、免許の中にも種類がたくさんあると思いますのでその種類がどういった種類なのか、また受ける人数は何人なのかお答えください。

○神谷議長

神谷警防課長。

○神谷警防課長

警防課長の神谷です。中村議員の質問に関してお答えいたします。まず、各種自動車免許の分に関しましては、大型自動車免許については2人、中型免許につきましては2人、船舶免許につきましては、2級小型船舶免許、これに関して2人です。潜水講習委託料に関しましては1人、あと小型クレーン・玉かけ技能講習委託料に関しましては、それぞれ2人となっております。

○神谷議長

中村議員。

○中村議員

はい。その中で小型クレーン・玉かけ技能とかですねありますけども、私も潜水以外は免許持っているんですが、小型クレーン・玉かけ技能の講習に行ったときに、たまたまですが、同じ時間帯に宗像消防本部の職員の方が受講にこられてました。その方たちは、自費で受けるということで言われてましたが、何かこの規定があつてこの方だけしか受けないとかいうのがあったら教えてください。

○神谷議長

神谷警防課長。

○神谷警防課長

基本的には公務派遣している分に関しましては、救助工作車の運用等がありますので、救助隊の職員を派遣しております。以上です。

○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。井手口議員。

○井手口議員

2番井手口でございます。同じページの消防車両維持管理事業費の中の車両燃料費っていうところで911万円の金額が載っております。どのぐらいの車両、どのぐらいの走行を見込んで、911万という、金額になっているのか。お聞かせ頂ければと思います。

○神谷議長

神谷警防課長。

○神谷警防課長

井手口議員のご質問にお答えいたします。燃料費の911万円に関しましては、救急件数の7,400件というのを令和6年度想定いたしまして、これに燃料単価、宗像市の単価なんんですけど、これで計算しております。以上です。

○神谷議長

井手口議員。

○井手口議員

その対象車両というのは何台ございますでしょうか。

○神谷議長

神谷警防課長。

○神谷警防課長

令和6年度につきましては車両の更新等もありますので、33台ということで一応計算しております。

○神谷議長

井手口議員。

○井手口議員

すいません。もう1件お尋ねしたいことがあります。33ページ、救急資機材整備事業費の中のAEDレンタル料についてお伺いいたします。庁舎用・コンビニエンスストア用という記載がございます。どのくらいのAEDをレンタルされているのか。そしてコンビニエンスストアでありましたら、福津市、宗像市とそれぞれあるかと思いますが、それぞれの台数についてお尋ねいたします。

○神谷議長

森崎救急課長。

○森崎救急課長

救急課長の森崎と申します。庁舎用AED賃借料につきましては、庁舎各所5署所ございますので、5つになります。それと、そのほかですね、コンビニエンスストアのAED賃借料が55基ございます。コンビニエンスストアにもAEDを設置しまして、市民の方が、いつでも利用できるような体制を整えております。宗像市と福津市のそれぞれの個数ですけども、宗像市が29店舗、福津市が20店舗ございまして、それぞれの内訳で設置をしております。よろしいでしょうか。

○神谷議長

井手口議員。

○井手口議員

すいません。コンビニエンスが55基あるうちの、宗像が29で、福津が20ということ、49にしかなりませんが。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

今の救急課長が説明しましたとおり、実際に置いてる数は29と20で49ですけども、年度内に追加の新規の店舗等もございますので、予備を含めて、今55となっております。以上です。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。豆田議員。

○豆田議員

予算書15ページ、議会費、2の議会事務運営費、8の旅費、費用弁償と普通旅費というふうにあるんですけども、前年度、令和5年度の当初が、費用弁償が24万7,000円ということで、普通旅費はなかったんですけど、すごく増加をしておりますが、それについてご説明頂けますか。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

こちらにつきましては、今年度は玉名のほうに研修に行っていただきました。消防署等を見ていただきましたけど、次年度は泊つきの研修を予定しております、その分として予算の計上をさせていただいております。

○神谷議長

豆田議員。

○豆田議長

費用弁償が 183 万 8,000 円という金額になるんですけど。費用弁償。そこが理解ができませんでした。すいません。

○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

○吉田主幹兼企画財政係長

はい、総務課吉田でございます。費用弁償につきましては、議員の皆様方にかかる費用でございます。なお、普通旅費につきましては、事務局職員分の旅費となっております。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。石松議員。

○石松議員

ページが 34 ページ 35 ページですね。4 款 1 項 1 目の消防費のところで、消防本部の庁舎等の更新事業費、4 億 67 万 7,000 円が計上されております。これは令和 5 年度の繰越し明許、先ほどありましたが、2 億 9,261 万 2,000 円と二つ合わせましたら、合計が 6 億 9,329 万円になります。このうち、令和 6 年度中の事業の内容はどういった内容をこの 6 年度中にやるんだと。またあと残りの分を、では 7 年度中にやるんだと思いますけれども、あわせてスケジュールと一緒に、説明頂けたらありがたいと思います。

○神谷議長

川嶋参事兼総務係長。

○川嶋参事兼総務係長

令和 6 年度の庁舎更新事業の内容のほうを少し説明させていただこうと思います。工事請負費に関しましては、全額、福津消防署の建設建築工事のほうの費用になっております。これは工事費用の約 5 割くらいになってこようかと思います。まず令和 5 年度のほうで、前払い金を払いまして、6 年度の額に関しましては出来高がこれぐらいになるかなという相当額を計上させていただいております。スケジュールとしましては先ほども申しましたけど、入札のほうが 3 月 21 日になります。また 4 月になろうかと思いますが臨時議会のほうで、金額の大きな工事になりますので、議決のほうを頂きたいと思っております。それから工期としましては 13 か月を想定しております、令和 7 年の 5 月末に建築の完了予定というふうに考えております。それから、外構工事のほうで仕上げに入りまして、令和 7 年の 10 月末ぐらいに全ての新福津消防署の建設事業の完了を予定してございます。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 11 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

次に入ります。日程第 16 「第 12 号議案令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

それでは、第 12 号議案について説明をいたします。議案書の 12 ページをお開きください。

第 12 号議案 令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について

令和 6 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。令和 6 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

内容については、次長の楠が説明いたします。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

それでは引き続き、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。別冊の予算書にて説明をさせていただきます。

急患センター特別事業会計予算の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、2 億 6,783 万 4,000 円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べ 169 万 3,000 円の増額をしております。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。歳入のほうから説明させていただきます。1 款、診療収入は、前年度比 6,679 万 1,000 円を増額し、1 億 4,582 万 6,000 円を計上しております。診療収入につきましては、令和 5 年度 4 月から 11 月までの診療収入実績の月平均をベースに、令和 6 年度受診収入額を算定しております。2 款、分担金及び負担金は、前年度比 6,509 万 8,000 円を減額し、1 億 2,100 万 7,000 円を計上しております。減額の主な理由は診療収入の増加によるもので、経常費負担金を減額しております。経常費負担金の内訳は、宗像市が前年度比 3,627 万 8,000 円の減で 6,682 万 9,000 円。福津市が前年度比 2,882 万円の減で 3,977 万 6,000 円としております。

次に、歳出の説明をいたします。10 ページ、11 ページをお願いいたします。1 款急患センター運営費は前年度比 169 万 3,000 円を増額し、2 億 5,143 万 2,000 円を計上しております。11 ページの説明欄上段、細目 1 急患センター管理運営事業の主な支出内容は、12 節委託料を前年度比 278 万 5,000 円増額し、2 億 4,467 万 8,000 円を計上しております。急患センターの管理運営につきましては宗像医師会へ委託しております。委託料増額の主な要因は、看護師等の人員費増によるものでございます。2 款公債費は、急患センターの移転事業に伴う平成 9 年度及び 10 年度の起債に関する償還元

金と利息 1,440 万 2,000 円を計上しております。

以上で、第 12 号議案 令和 6 年度宗像地区急患センター事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。井手口議員。

○井手口議員

確認をさせていただきたいと思っております。8 ページ 9 ページにわたりまして、2 款の分担金及び負担金の経常費負担金についての構成市の分担割合なんですが、均等割 2 割、人口割 4 割、利用者割 4 割で算出された金額、これが根拠になっているというふうに理解しておりますが、間違いないでしょうか。

○神谷議長

楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

はい、間違いございません。おっしゃるとおりございます。

○神谷議長

井手口議員。

○井手口議員

合わせて下の創設費負担金についてお尋ねいたします。こちらは、均等割 3 割、人口割 7 割、これによって算出された金額だと承知しておりますが、間違いないでしょうか。

○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

○吉田主幹兼企画財政係長

はい、議員おっしゃいますとおり、平等割 3 割と人口割 7 割でございますが、人口割につきましては、借入れた当時の人口で割合を出しております。

○神谷議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 12 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(なしの声)

○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 「第 13 号議案 令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 13 号議案について説明をいたします。第 13 号議案令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について

令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和 6 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

詳細につきましては、豊福経営施設課長から説明いたします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

私のほうから、令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について、お手元の水色の表紙の予算書に基づき説明いたします。

予算書の 1 ページをお開きください。第 2 条で業務の予定量を定めています。年間総給水量は 1,428 万 92 m³、有収水量は 1,297 万 7,115 m³を予定しています。主な建設改良事業としまして老朽化した水道管の布設替等を行う一般改良事業として 12 億 119 万 5,000 円。新規の水道管布設を行う拡張事業費として 1 億 7,532 万円を予定しています。第 3 条、第 4 条につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。第 5 条では、予定支出の各項目の経費の金額を流用することのできる項目について定めています。第 6 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費 2,499 万 8,000 円としています。

次に、3 ページをご覧ください。第 7 条、他会計からの補助金につきましては、関係市から補助を受ける金額は 1,743 万 1,000 円でございます。第 8 条、棚卸資産購入限度額につきましては、工事で使う水道管等の支給材について、購入限度額を 3 億 658 万 4,000 円としています。

次に、9 ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書です。1 番上の当期純利益は 2 億 1,549 万 6,549 円、1 番下の資金期末残高は 45 億 2,300 万 4,370 円を予定しています。次に、10 ページをお開きください。このページから 17 ページまでは、組合で雇用した職員の給与費の明細等を掲載しています。18、19 ページをご覧ください。令和 6 年度当初予算を全て執行した年度末時点の予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債資本合計それぞれ 381 億 8,483 万 3,545 円を予定しています。22 ページをご覧ください。令和 5 年度決算見込みによる予定損益計算書を掲載しています。

続きまして事項別明細書に沿って主なものにつきましてご説明いたします。26 ページ、27 ページをご覧ください。収益的収入です。1 款水道事業収益につきましては、前年度から 4,090 万 7,000 円増の 36 億 7,518 万 2,000 円を計上しています。1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、ほぼ前

年度並みの 28 億 5,615 万 9,000 円を見込んでいます。2 目受託工事収益は、道路舗装工事代金として、宗像市の負担 4,900 万円を計上しています。3 目その他営業収益は 1 億 5,428 万 2,000 円を計上しています。主なものは、下水道料金の徴収事務手数料となっております。2 項営業外収益は 6 億 1,574 万円で、主なものは、次のページの 8 目長期前受金戻入 4 億 3,109 万 5,000 円となっています。これは固定資産の取得に充てられた補助金等を貸借対照表の長期前受金に計上し、減価償却費に対する補助金等の見合い分を収益とするものでございます。

30 ページ 31 ページをご覧ください。収益的支出です。1 款水道事業費用は 32 億 9,283 万 6,000 円を計上しています。物価高騰などの影響もあり前年度から 2,921 万 4,000 円の増額となっています。支出の大きな割合を占める北九州市への包括委託関連予算については後ほど別添資料でご説明いたします。1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は 10 億 4,170 万 4,000 円で、このうち 15 節委託料は 4 億 3,237 万 9,000 円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託料で委託料、修繕費、動力費などでございます。また、31 節受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で、6 億 730 万 1,000 円を計上しています。2 目配水及び給水費は、3 億 7,846 万 9,000 円で、このうち、15 節委託料は、3 億 7,544 万 2,000 円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託料で委託料、修繕費などでございます。6 年度は、工事で使う水道管の支給材管理システムの更新を予定しております。

32 ページ、33 ページをご覧ください。3 目受託工事費は、給配水管の工事に合わせて、宗像市から委託を受けて行う道路舗装工事費で受託工事収益と同額の 4,900 万円を計上しています。4 目総係費は 4 億 8,512 万 7,000 円で、このうち、15 節委託料は 1 億 4,837 万 5,000 円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託料で、人件費や諸経費の負担となっています。

34 ページ、35 ページをご覧ください。29 節負担金は、2 億 5,257 万 3,000 円で、主に関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務委託料となっております。5 目簡易水道事業費は、大島簡易水道事業の経費 2,983 万円を計上しています。15 節委託料は 2,965 万 1,000 円で、北九州市への包括業務委託料でございます。

36 ページ、37 ページをご覧ください。6 目減価償却費は 12 億 4,897 万 2,000 円、7 目資産減耗費は 1,910 万 3,000 円を計上しています。2 項営業外費用は 3,313 万 1,000 円で、主に支払い利息となっております。3 項特別損失は、過年度損失修正損 250 万円を計上しています。

38 ページ、39 ページをご覧ください。1 款資本的収入は、前年度から 658 万 4,000 円増の 2 億 9,393 万 2,000 円を計上しています。2 項負担金及び寄附金は 2,238 万 9,000 円で、主に関係市からの消火栓設置費負担金等でございます。3 項補助金は 6,273 万 2,000 円で水道施設等耐震化事業等に係る国庫補助金 5,000 万円及び簡易水道事業経費に係る宗像市からの補助金 1,273 万 2,000 円でございます。4 項は関係市からの出資金 881 万 1,000 円で、福岡地区水道企業団への出資金に充てられます。5 項固定資産売却代金 2 億円は、保有する有価証券の入替えのための売却を予定するものでございます。

40 ページ、41 ページをご覧ください。1 款資本的支出は、前年度から 7,646 万 6,000 円増の 23 億 4,247 万 5,000 円を計上しています。1 項一般改良費は 16 億 5,897 万 4,000 円で、このうち、5 目送水施設費 1 億 4,590 万 7,000 円、6 目配水施設費 12 億 119 万 5,000 円は、老朽化した送水管、配水管の布設替工事等を予定しています。8 目の事務費は 2 億 3,207 万 8,000 円で、主に配水管布設替測量設計、関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務委託料となっています。なお、6 年度は福津市の新設小学校に係る配水管の測量設計を予定しており、福津市と協議の上、その財源として建設改良積立金を取り崩す予定としております。

42 ページ、43 ページをご覧ください。2 項拡張事業費は 1 億 9,948 万 3,000 円で、新たな配水管の布設工事や、測量設計費でございます。3 項企業債償還金は 2 億 6,846 万 2,000 円を計上しています。6 項有価証券取得費 2 億円は、保有する有価証券の入替えを予定するものです。なお第 13 号議案関係資料として、令和 6 年度工事予定箇所、A3 の地図 2 枚、第 13 号 14 号議案関係資料として、

令和6年度北九州市委託分の予算集計表を配布していますので、ご参照ください。令和6年度北九州市委託分の予算につきましては、水道事業、本木簡易水道事業合わせて、12億8,617万9,000円、前年度と比較して3,919万1,000円の増額となっています。水道事業の主な増額の内容につきましては、原水及び浄水費は、運転業務委託の労務単価の上昇や動力費、薬品費の高騰等で555万9,000円の増額となっています。配水及び給水費は1,520万1,000円の増額となっています。昨年度から、修繕費の要求額を直近3か年の平均執行額としたことが、増額の要因です。3ページの資本的支出は、経営戦略に基づき、建設改良工事が増えたため、事務費が1,507万6,000円の増額となっています。

簡単ではございますが、以上で令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。井手口議員。

○井手口議員

1ページをお願いします。給水戸数6万6,243戸ということでございますが、このうち、新規の給水戸数を教えていただきたいのと、この6万6,243の福津市と宗像市の内訳をお願いいたします。

○神谷議長

調べて後ほど回答することです。よろしいでしょうか。

次の質問に入ります。質問ございませんか。石松議員。

○石松議員

こここの1ページのところの主要な建設改良事業ですか。その上ですね。年間の総給水量と1日平均の給水量ですね。これが両方とも、計算しましたら90.9%になってます。上がってるんです。前年度の当初予算のところでは90.7%でした。有収水量の見込みはですね。ですから0.2%増加をしてるので喜ばしいことだと思うんですけども、その分多分いろんな工事等を考えてらっしゃると思いますけども、有収水量を向上させるために、どういった対策を、今回この令和6年度に打つようにしてるのかということで、アバウトでも結構ですので、よろしくお願いします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

有収水量の上昇については、令和5年度の予算から見ましても、一般改良事業費を増額しております。これで実際、老朽管が減って漏水箇所も減るという見込みのもと算定しております。以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

今、漏水というお話がありましたけれども、毎年、宗像市、福津市で相当の箇所で漏水案件が上がっていると思うんですけども、ちなみに令和5年度ですね、漏水件数が何件ぐらいあったのかということと、また令和6年度どのぐらい見込みをしていらっしゃるのか、漏水についてですね。もし分かっておれば教えてください。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

令和5年度の今の見込みでございます。1月末で、宗像、福津合わせて440件、このうちの大体80%が漏水事故でございます。20%については、道路改良工事に伴う鉄蓋の調整の費用でございます。例年大体500件ぐらい出るのではないかと、令和6年度は見込んでおります。

○神谷議長

よろしいでしょうか。石松議員。

○石松議員

18ページをお願いします。令和6年度の予定貸借対照表で現金預金が45億2,300万ということになります。令和5年度の予定貸借対照表でいいましたら51億8,100万、約6億5,800万強が減額になったわけなんですね。現状、大体予測がつくんですけど、どういったものか教えてください。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

現金預金の下がっている主な要因としては、一般改良建設事業に注力しておりますのでその分で、現金自体は令和9年度までは下がっていく、という形になっております。

○神谷議長

山中経営係長。

○山中経営係長

先ほどの井手口議員からのご質問についてお答えいたします。まず新規の戸数をどれだけ見込んでいるかというご質問でございましたが、申し訳ございません。新規の戸数が幾つというふうな計算をしてございませんで、これまでの伸びの具合から、今後、今年はこれぐらいというふうな形の見込みをしているものでございます。宗像地区と福津地区の戸数の内訳でございますが、宗像地区が3万9,531戸、福津地区が、2万6,712戸と見込んでございます。

○神谷議長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので討論を終結します。

これより、第 13 号議案について採決を行います。本案の原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 「第 14 号議案 令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 14 号議案について説明いたします。第 14 号議案令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について

令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和 6 年 2 月 15 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

詳細は豊福経営施設課長から説明いたします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

私から、令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について、お手元の水色の表紙の予算書に基づき、説明いたします。

それでは 1 ページをお開きください。第 2 条で業務の予定量を定めています。年間給水量は 5 万 7,760 m³、有収水量は 3 万 5,648 m³を予定しています。建設改良事業費としまして福津市の防火水槽移設に伴う、水道取り出し工事 331 万 8,000 円を計上しています。消防設備のため財源は福津市からの負担となります。第 3 条、第 4 条につきましては後ほど事項別明細書で主なものを説明させていただきます。2 ページをご覧ください。第 6 条、他会計からの補助金につきましては、福津市から補助金を受ける金額を計上しており、金額は 1,223 万 2,000 円でございます。

次に、8 ページをご覧ください。予定キャッシュフロー計算書です。1 番上、当期純利益は 595 円、1 番下の資金期末残高は 691 万 9,853 円を予定しています。10 ページ、11 ページをご覧ください。令和 6 年度当初予算計上額を全て執行した年度末時点での予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債資本合計それぞれ、2 億 3,704 万 8,435 円を予定しています。12 ページ、13 ページをご覧ください。令和 5 年度決算見込みによる予定貸借対照表を掲載しています。資産合計、負債資本合計それぞれ、2 億 4,571 万 9,435 円を予定しています。

続きまして、事項別明細書に沿って主なものにつきましてご説明いたします。16 ページ、17 ページをご覧ください。収益的収入です。1 款、簡易水道事業収益につきましては、前年度から 441 万 3,000 円減の、2,109 万 3,000 円を予定しています。1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、139 万 4,000 円を計上しています。2 項営業外収益は 1,969 万 8,000 円を計上しています。このうち 2 目、他会計補助金は 989 万 4,000 円を計上しています。

18 ページ 19 ページをご覧ください。収益的支出です。1 款簡易水道事業費は前年度から 152 万 4,000 円減の、2,125 万 9,000 円を計上しています。1 項営業費用、1 目簡易水道事業費は、839 万 7,000 円を計上しています。このうち、15 節委託料 838 万円は、主に北九州市への包括業務委託料となっております。6 目減価償却費は 1,037 万 4,000 円を計上しています。2 項営業外費用、1 目支払

利息は、企業債利息 172 万 5,000 円を計上しています。3 目消費税は 31 万円を計上しています。令和 6 年度は企業債を財源とする建設改良工事がなく、還付から納付へ転じる見込みでございます。

22 ページ、23 ページをご覧ください。資本的収入は、前年度から 3,771 万円減の 565 万 6,000 円を計上しています。2 項負担金及び寄附金 331 万 8,000 円は、防火設備の整備に対する福津市からの負担でございます。3 項補助金 233 万 8,000 円は、福津市からの補助金でございます。

24 ページ、25 ページをご覧ください。資本的支出は前年度から 3,566 万 1,000 円減の 814 万円を計上しています。1 項建設改良費、331 万 8,000 円は、福津市が設置する防火水槽への水道を接続する工事を行うものです。3 項企業債償還金につきましては、432 万 2,000 円を計上しています。

簡単ではございますが、以上で令和 6 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 14 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。したがいまして、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。お諮りいたします。本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。これをもちまして、令和 6 年第 1 回定例会を閉会いたします。